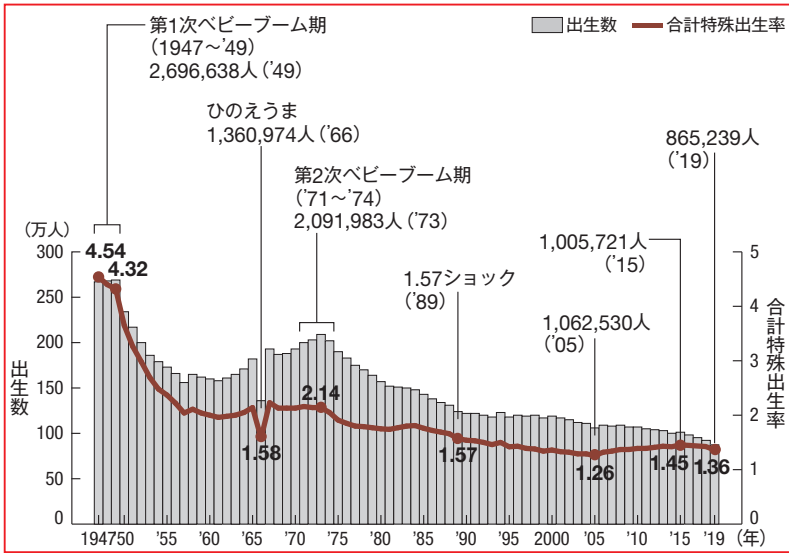


訂正箇所		原文	訂正文
------	--	----	-----

ページ	行		
20	24	急速に延び、 ^{しょうしか} 少子化と ^{こうれいか} 高齢化が進行する中、2010年より ^{じんこうげん} 人口減	急速に延び、 ^{しょうしか} 少子化と ^{こうれいか} 高齢化が進行する中、2008年より ^{じんこうげん} 人口減

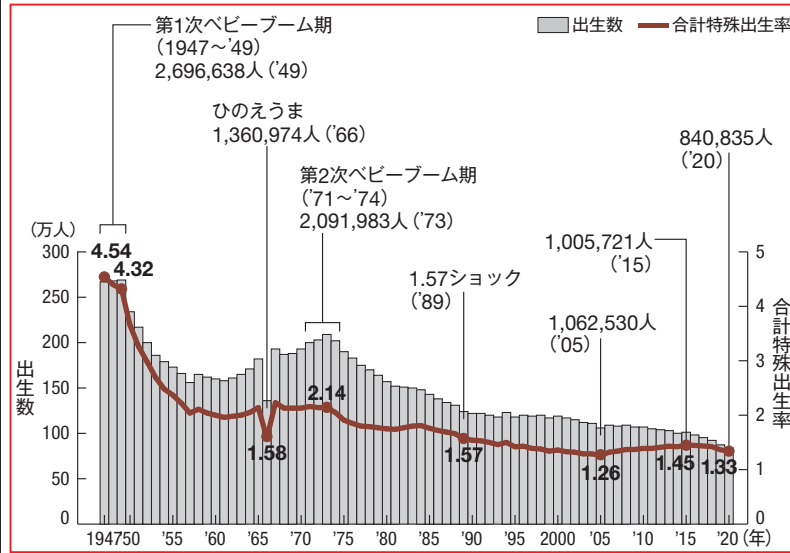
21	②		
----	---	--	--

② 合計特殊出生率と出生数の推移



(内閣府「少子化社会対策白書」2021年、厚生労働省「人口動態統計」より作成)

② 合計特殊出生率と出生数の推移



(内閣府「少子化社会対策白書」2021年、厚生労働省「人口動態統計」より作成)

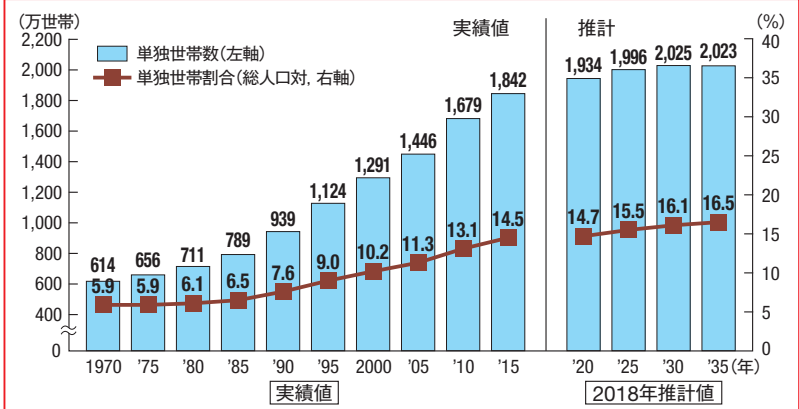
訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																
ページ	行																																																																																																		
21	③	<p>③ 50歳時未婚率*の推移</p> <table border="1"> <caption>50歳時未婚率*の推移 (1970-2015)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>男 (%)</th> <th>女 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1970</td><td>1.70</td><td>3.33</td></tr> <tr><td>1975</td><td>2.5</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>1980</td><td>3.0</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>1985</td><td>3.5</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>1990</td><td>5.0</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>1995</td><td>9.0</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>2000</td><td>13.0</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>2005</td><td>16.0</td><td>7.0</td></tr> <tr><td>2010</td><td>20.0</td><td>10.5</td></tr> <tr><td>2015</td><td>23.37</td><td>14.06</td></tr> </tbody> </table> <p>* 50歳の時点で一度も結婚をしたことがない人の割合。生涯未婚率ともいう。 (国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」)</p>	年	男 (%)	女 (%)	1970	1.70	3.33	1975	2.5	4.5	1980	3.0	4.5	1985	3.5	4.5	1990	5.0	4.5	1995	9.0	5.0	2000	13.0	5.5	2005	16.0	7.0	2010	20.0	10.5	2015	23.37	14.06	<p>③ 50歳時未婚率*の推移</p> <table border="1"> <caption>50歳時未婚率*の推移 (1970-2020)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>男 (%)</th> <th>女 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1970</td><td>1.70</td><td>3.33</td></tr> <tr><td>1975</td><td>2.5</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>1980</td><td>3.0</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>1985</td><td>3.5</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>1990</td><td>5.0</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>1995</td><td>9.0</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>2000</td><td>13.0</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>2005</td><td>16.0</td><td>7.0</td></tr> <tr><td>2010</td><td>20.0</td><td>10.5</td></tr> <tr><td>2015</td><td>24.77</td><td>14.89</td></tr> <tr><td>2020</td><td>28.25</td><td>17.81</td></tr> </tbody> </table> <p>* 50歳の時点で一度も結婚をしたことがない人の割合。生涯未婚率ともいう。 (国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」)</p>	年	男 (%)	女 (%)	1970	1.70	3.33	1975	2.5	4.5	1980	3.0	4.5	1985	3.5	4.5	1990	5.0	4.5	1995	9.0	5.0	2000	13.0	5.5	2005	16.0	7.0	2010	20.0	10.5	2015	24.77	14.89	2020	28.25	17.81																											
年	男 (%)	女 (%)																																																																																																	
1970	1.70	3.33																																																																																																	
1975	2.5	4.5																																																																																																	
1980	3.0	4.5																																																																																																	
1985	3.5	4.5																																																																																																	
1990	5.0	4.5																																																																																																	
1995	9.0	5.0																																																																																																	
2000	13.0	5.5																																																																																																	
2005	16.0	7.0																																																																																																	
2010	20.0	10.5																																																																																																	
2015	23.37	14.06																																																																																																	
年	男 (%)	女 (%)																																																																																																	
1970	1.70	3.33																																																																																																	
1975	2.5	4.5																																																																																																	
1980	3.0	4.5																																																																																																	
1985	3.5	4.5																																																																																																	
1990	5.0	4.5																																																																																																	
1995	9.0	5.0																																																																																																	
2000	13.0	5.5																																																																																																	
2005	16.0	7.0																																																																																																	
2010	20.0	10.5																																																																																																	
2015	24.77	14.89																																																																																																	
2020	28.25	17.81																																																																																																	
22	①	<p>① 性・年齢別単独世帯数</p> <table border="1"> <caption>性・年齢別単独世帯数 (平成27(2015)年)</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>男 (万世帯)</th> <th>女 (万世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15</td><td>20</td><td>15</td></tr> <tr><td>20</td><td>85</td><td>65</td></tr> <tr><td>25</td><td>95</td><td>60</td></tr> <tr><td>30</td><td>75</td><td>45</td></tr> <tr><td>35</td><td>70</td><td>40</td></tr> <tr><td>40</td><td>80</td><td>40</td></tr> <tr><td>45</td><td>75</td><td>40</td></tr> <tr><td>50</td><td>70</td><td>40</td></tr> <tr><td>55</td><td>65</td><td>40</td></tr> <tr><td>60</td><td>70</td><td>50</td></tr> <tr><td>65</td><td>70</td><td>75</td></tr> <tr><td>70</td><td>45</td><td>75</td></tr> <tr><td>75</td><td>35</td><td>80</td></tr> <tr><td>80</td><td>25</td><td>80</td></tr> <tr><td>85</td><td>20</td><td>75</td></tr> </tbody> </table> <p>(総務省「平成27(2015)年国勢調査」)</p>	年齢	男 (万世帯)	女 (万世帯)	15	20	15	20	85	65	25	95	60	30	75	45	35	70	40	40	80	40	45	75	40	50	70	40	55	65	40	60	70	50	65	70	75	70	45	75	75	35	80	80	25	80	85	20	75	<p>① 性・年齢別単独世帯数</p> <table border="1"> <caption>性・年齢別単独世帯数 (令和2(2020)年)</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>男 (万世帯)</th> <th>女 (万世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15</td><td>20</td><td>15</td></tr> <tr><td>20</td><td>95</td><td>75</td></tr> <tr><td>25</td><td>105</td><td>70</td></tr> <tr><td>30</td><td>75</td><td>45</td></tr> <tr><td>35</td><td>65</td><td>35</td></tr> <tr><td>40</td><td>65</td><td>35</td></tr> <tr><td>45</td><td>80</td><td>45</td></tr> <tr><td>50</td><td>75</td><td>45</td></tr> <tr><td>55</td><td>70</td><td>45</td></tr> <tr><td>60</td><td>65</td><td>45</td></tr> <tr><td>65</td><td>70</td><td>65</td></tr> <tr><td>70</td><td>65</td><td>90</td></tr> <tr><td>75</td><td>40</td><td>90</td></tr> <tr><td>80</td><td>25</td><td>85</td></tr> <tr><td>85</td><td>25</td><td>105</td></tr> </tbody> </table> <p>(総務省「令和2(2020)年国勢調査」)</p>	年齢	男 (万世帯)	女 (万世帯)	15	20	15	20	95	75	25	105	70	30	75	45	35	65	35	40	65	35	45	80	45	50	75	45	55	70	45	60	65	45	65	70	65	70	65	90	75	40	90	80	25	85	85	25	105
年齢	男 (万世帯)	女 (万世帯)																																																																																																	
15	20	15																																																																																																	
20	85	65																																																																																																	
25	95	60																																																																																																	
30	75	45																																																																																																	
35	70	40																																																																																																	
40	80	40																																																																																																	
45	75	40																																																																																																	
50	70	40																																																																																																	
55	65	40																																																																																																	
60	70	50																																																																																																	
65	70	75																																																																																																	
70	45	75																																																																																																	
75	35	80																																																																																																	
80	25	80																																																																																																	
85	20	75																																																																																																	
年齢	男 (万世帯)	女 (万世帯)																																																																																																	
15	20	15																																																																																																	
20	95	75																																																																																																	
25	105	70																																																																																																	
30	75	45																																																																																																	
35	65	35																																																																																																	
40	65	35																																																																																																	
45	80	45																																																																																																	
50	75	45																																																																																																	
55	70	45																																																																																																	
60	65	45																																																																																																	
65	70	65																																																																																																	
70	65	90																																																																																																	
75	40	90																																																																																																	
80	25	85																																																																																																	
85	25	105																																																																																																	

訂正箇所 ページ	行	原 文	訂 正 文
-------------	---	-----	-------

22

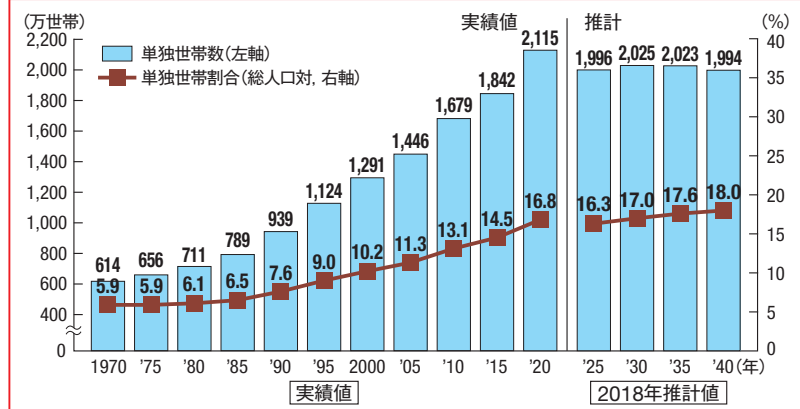
③

③ 単独世帯数と単独世帯割合の推移



(総務省「国勢調査」, 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」
「日本の地域別将来推計人口」より作成)

③ 単独世帯数と単独世帯割合の推移

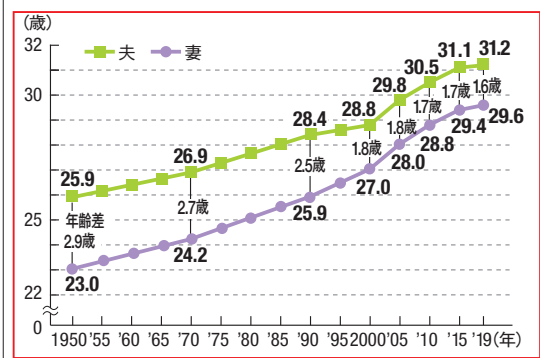


(総務省「国勢調査」, 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」
「日本の地域別将来推計人口」より作成)

23

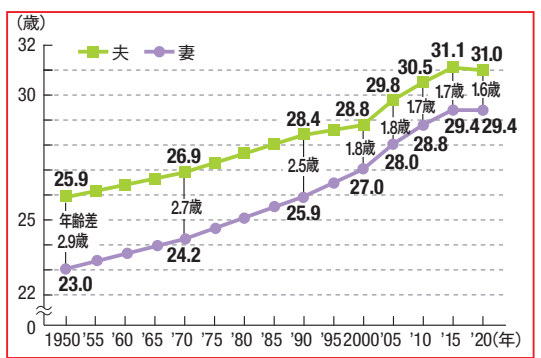
④

④ 男女別平均初婚年齢と夫婦の年齢差の推移



(厚生労働省「人口動態統計」)

④ 男女別平均初婚年齢と夫婦の年齢差の推移

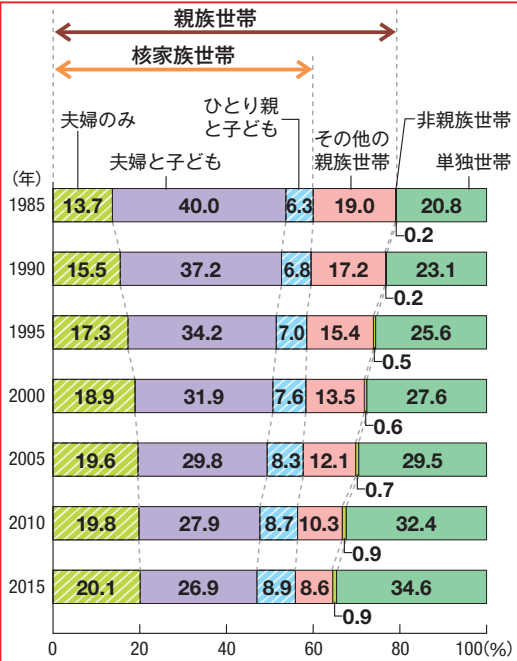
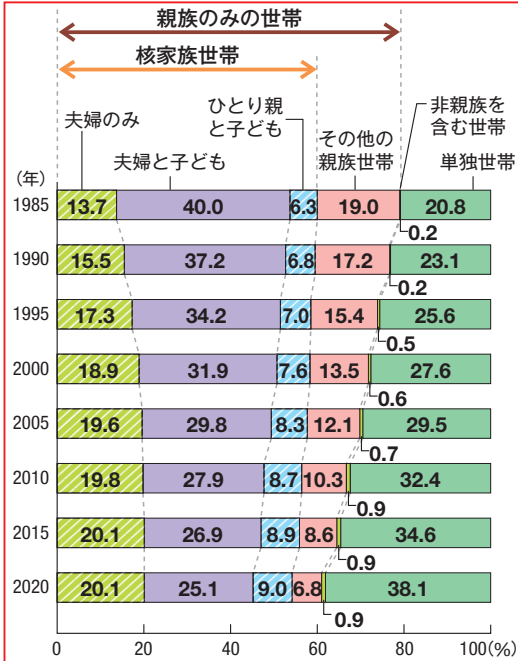


(厚生労働省「人口動態統計」)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
23	⑥	<p>⑥ 性・年齢別未婚率の推移</p> <p>(総務省「国勢調査」)</p>	<p>⑥ 性・年齢別未婚率の推移</p> <p>(総務省「国勢調査」)</p>
24	①	<p>① DVの被害者，加害者，目撃者になったら（DV相談窓口）</p> <p>DVの相談件数は2009年度72,792件，2019年度119,276件と，10年間で約1.6倍になった。DV防止法により，被害者を発見した場合，配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報する努力義務がある。</p>	<p>① DVの被害者，加害者，目撃者になったら（DV相談窓口）</p> <p>DVの相談件数は2010年度77,334件，2020年度182,188件と，10年間で約2.4倍になった。DV防止法により，被害者を発見した場合，配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報する努力義務がある。</p>
24	①	<p>●デートDV110番 TEL：050-3204-0404（火曜18～21時，土曜14～18時）</p>	<p>●デートDV110番 TEL：050-3204-0404（火～木曜19～21時，土曜18～21時）</p>
24	Column	<p>DV防止法の規制対象は配偶者や事実婚の夫婦，<u>元配偶者に限られ</u>，交際相手によるデートDVは対象外となっている。しかし，</p>	<p>DV防止法の規制対象は配偶者や事実婚の夫婦，<u>同棲相手，元配偶者で</u>，交際相手によるデートDVは対象外である。しかし，どの</p>

訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																						
ページ	行																																																								
25	③	<p>③ 自分の子どもをもつことに対する考え方 (複数回答)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th></th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>子どもがいると生活が楽しく豊かになる</td> <td>63.4</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>子どもをもつことは自然なことである</td> <td>52.3</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>好きな人の子どもをもちたいから子どもをもつ</td> <td>27.7</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>子どもは夫婦関係を安定させる</td> <td>21.4</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>子どもは将来の社会の担い手となる</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>自分の子孫を残すことができる</td> <td>16.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査対象：20～49歳の男女(754人) (注)重要だと思うことを3つまで選択。 (内閣府「少子化社会に関する国際意識調査」2015年)</p>	順位		%	1	子どもがいると生活が楽しく豊かになる	63.4	2	子どもをもつことは自然なことである	52.3	3	好きな人の子どもをもちたいから子どもをもつ	27.7	4	子どもは夫婦関係を安定させる	21.4	5	子どもは将来の社会の担い手となる	17.8	6	自分の子孫を残すことができる	16.2	<p>③ 自分の子どもをもつことに対する考え方 (複数回答)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th></th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>子どもがいると生活が楽しく豊かになる</td> <td>59.2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>子どもをもつことは自然なことである</td> <td>43.8</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>好きな人の子どもをもちたいから子どもをもつ</td> <td>30.8</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>経済的な負担が増える</td> <td>24.6</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>自分の子孫を残すことができる</td> <td>15.6</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>自分の自由な時間が制約される</td> <td>13.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査対象：20～49歳の男女(1,372人) (注)重要だと思うことを3つまで選択。 (内閣府「少子化社会に関する国際意識調査」2020年)</p>	順位		%	1	子どもがいると生活が楽しく豊かになる	59.2	2	子どもをもつことは自然なことである	43.8	3	好きな人の子どもをもちたいから子どもをもつ	30.8	4	経済的な負担が増える	24.6	5	自分の子孫を残すことができる	15.6	6	自分の自由な時間が制約される	13.3												
順位		%																																																							
1	子どもがいると生活が楽しく豊かになる	63.4																																																							
2	子どもをもつことは自然なことである	52.3																																																							
3	好きな人の子どもをもちたいから子どもをもつ	27.7																																																							
4	子どもは夫婦関係を安定させる	21.4																																																							
5	子どもは将来の社会の担い手となる	17.8																																																							
6	自分の子孫を残すことができる	16.2																																																							
順位		%																																																							
1	子どもがいると生活が楽しく豊かになる	59.2																																																							
2	子どもをもつことは自然なことである	43.8																																																							
3	好きな人の子どもをもちたいから子どもをもつ	30.8																																																							
4	経済的な負担が増える	24.6																																																							
5	自分の子孫を残すことができる	15.6																																																							
6	自分の自由な時間が制約される	13.3																																																							
26	①	<p>① 法律婚と事実婚の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法律婚</th> <th>事実婚(異性間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婚姻の義務^{*1}</td> <td>あり</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>戸籍, 姓</td> <td>同一</td> <td>別</td> </tr> <tr> <td>住民票の表記</td> <td>「妻」「夫」</td> <td>「妻(未届)」「夫(未届)」</td> </tr> <tr> <td>社会保険</td> <td>あり</td> <td>一部あり^{*2}</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除(所得税), 法定相続権</td> <td>あり</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>パートナー間の実子の立場</td> <td>父母の嫡出子</td> <td>母の嫡出子(認知すれば父の非嫡出子)</td> </tr> <tr> <td>子の戸籍, 姓</td> <td>父母と同一</td> <td>母と同一</td> </tr> <tr> <td>子の親権</td> <td>共同親権</td> <td>母の単独親権</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 貞操, 同居・協力・扶助, 婚姻費用分担。 *2 健康保険の扶養家族, 公的年金の第3号被保険者, 遺族年金の受給者。</p>		法律婚	事実婚(異性間)	婚姻の義務 ^{*1}	あり	あり	戸籍, 姓	同一	別	住民票の表記	「妻」「夫」	「妻(未届)」「夫(未届)」	社会保険	あり	一部あり ^{*2}	配偶者控除(所得税), 法定相続権	あり	なし	パートナー間の実子の立場	父母の嫡出子	母の嫡出子(認知すれば父の非嫡出子)	子の戸籍, 姓	父母と同一	母と同一	子の親権	共同親権	母の単独親権	<p>① 法律婚と事実婚の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法律婚</th> <th>事実婚(異性間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婚姻の義務^{*1}</td> <td>あり</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>戸籍, 姓</td> <td>同一</td> <td>別</td> </tr> <tr> <td>住民票の表記</td> <td>「妻」「夫」</td> <td>「妻(未届)」「夫(未届)」</td> </tr> <tr> <td>社会保険</td> <td>あり</td> <td>一部あり^{*2}</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除(所得税), 法定相続権</td> <td>あり</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>パートナー間の実子の立場</td> <td>父母の嫡出子</td> <td>母の非嫡出子(認知すれば父の非嫡出子)</td> </tr> <tr> <td>子の戸籍, 姓</td> <td>父母と同一</td> <td>母と同一</td> </tr> <tr> <td>子の親権</td> <td>共同親権</td> <td>母の単独親権</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 貞操, 同居・協力・扶助, 婚姻費用分担。 *2 健康保険の扶養家族, 公的年金の第3号被保険者, 遺族年金の受給者。</p>		法律婚	事実婚(異性間)	婚姻の義務 ^{*1}	あり	あり	戸籍, 姓	同一	別	住民票の表記	「妻」「夫」	「妻(未届)」「夫(未届)」	社会保険	あり	一部あり ^{*2}	配偶者控除(所得税), 法定相続権	あり	なし	パートナー間の実子の立場	父母の嫡出子	母の非嫡出子(認知すれば父の非嫡出子)	子の戸籍, 姓	父母と同一	母と同一	子の親権	共同親権	母の単独親権
	法律婚	事実婚(異性間)																																																							
婚姻の義務 ^{*1}	あり	あり																																																							
戸籍, 姓	同一	別																																																							
住民票の表記	「妻」「夫」	「妻(未届)」「夫(未届)」																																																							
社会保険	あり	一部あり ^{*2}																																																							
配偶者控除(所得税), 法定相続権	あり	なし																																																							
パートナー間の実子の立場	父母の嫡出子	母の嫡出子(認知すれば父の非嫡出子)																																																							
子の戸籍, 姓	父母と同一	母と同一																																																							
子の親権	共同親権	母の単独親権																																																							
	法律婚	事実婚(異性間)																																																							
婚姻の義務 ^{*1}	あり	あり																																																							
戸籍, 姓	同一	別																																																							
住民票の表記	「妻」「夫」	「妻(未届)」「夫(未届)」																																																							
社会保険	あり	一部あり ^{*2}																																																							
配偶者控除(所得税), 法定相続権	あり	なし																																																							
パートナー間の実子の立場	父母の嫡出子	母の非嫡出子(認知すれば父の非嫡出子)																																																							
子の戸籍, 姓	父母と同一	母と同一																																																							
子の親権	共同親権	母の単独親権																																																							

訂正箇所		原 文	訂 正 文																
ページ	行																		
27	Column	<p>●自分らしい進路選択を</p> <p>日本の大学では、専攻ごとに男女の偏りが見られる。例えば自然科学・数学・統計専攻に占める女性の割合はOECD平均約50%に対して日本約25%、機械・工学・建築はOECD平均約24%に対して約13%である。日本では特定の専攻に対する「男子・女子のもの」という先入観（ジェンダー・バイアス）があり、偏りの一因となっている。大学や国は、こうした先入観に縛られない進学や就職を支援する取り組みを行っている。例えば、内閣府「リコチャレ（理工チャレンジ）」などがある。</p>	<p>●自分らしい進路選択を</p> <p>日本の大学では、専攻ごとに男女の偏りが見られる。例えば自然科学・数学・統計専攻に占める女性の割合はOECD平均約52%に対して日本約27%、工学・製造・建築はOECD平均約26%に対して約16%である。日本では特定の専攻に対する「男子・女子のもの」という先入観（ジェンダー・バイアス）があり、偏りの一因となっている。大学や国は、こうした先入観に縛られない進学や就職を支援する取り組みを行っている。例えば、内閣府「リコチャレ（理工チャレンジ）」などがある。</p>																
27	Column	<p>●日本での里親の現状</p> <p>日本では現在、約4万5000人の子ども（18歳未満）が家庭以外の社会的養護(▶p.72)のもとで生活している。社会的養護には家庭養護（里親や養子縁組制度、ファミリーホーム）と施設養護（児童福祉施設など）があり、日本では施設養護の割合が高い。</p> <p>国連子どもの権利委員会は、家庭養護の割合を増やすように日本に勧告を行っており、これを受けて2016年には児童福祉法(▶p.72)が改正され、家庭養護を原則とすることになったが、里親登録数は圧倒的に不足している。</p>	<p>●日本での里親の現状</p> <p>日本では現在、約4万2000人の子ども（18歳未満）が家庭以外の社会的養護(▶p.72)のもとで生活している。社会的養護には家庭養護（里親や養子縁組制度、ファミリーホーム）と施設養護（児童福祉施設など）があり、日本では施設養護の割合が高い。</p> <p>国連子どもの権利委員会は、家庭養護の割合を増やすように日本に勧告を行っており、これを受けて2016年には児童福祉法(▶p.72)が改正され、家庭養護を原則とすることになったが、里親登録数は圧倒的に不足している。</p>																
27	Column	<p>〔日本の里親の種類〕</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>養育里親</td> <td>要保護状態にある児童を養育する里親。事前研修を受けて登録する。期間は数週間～成年までと多様。</td> </tr> <tr> <td>専門里親</td> <td>一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親。より専門的な研修を受け、養育に専念する。</td> </tr> <tr> <td>養子縁組里親</td> <td>養子縁組を前提とした里親。原則として6歳未満。6か月間同居して、特別養子縁組の可否を裁判所が審判する。</td> </tr> <tr> <td>親族里親</td> <td>親が養育できない場合に、3親等以内の親族がなる里親。</td> </tr> </tbody> </table>	養育里親	要保護状態にある児童を養育する里親。事前研修を受けて登録する。期間は数週間～成年までと多様。	専門里親	一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親。より専門的な研修を受け、養育に専念する。	養子縁組里親	養子縁組を前提とした里親。原則として6歳未満。6か月間同居して、特別養子縁組の可否を裁判所が審判する。	親族里親	親が養育できない場合に、3親等以内の親族がなる里親。	<p>〔日本の里親の種類〕</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>養育里親</td> <td>要保護状態にある児童を養育する里親。事前研修を受けて登録する。期間は数週間～成年までと多様。</td> </tr> <tr> <td>専門里親</td> <td>一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親。より専門的な研修を受け、養育に専念する。</td> </tr> <tr> <td>養子縁組里親 (特別養子縁組の場合)</td> <td>養子縁組を前提とした里親。原則15歳未満。6か月以上同居して、特別養子縁組の可否を裁判所が審判する。</td> </tr> <tr> <td>親族里親</td> <td>親が養育できない場合に、3親等以内の親族がなる里親。</td> </tr> </tbody> </table>	養育里親	要保護状態にある児童を養育する里親。事前研修を受けて登録する。期間は数週間～成年までと多様。	専門里親	一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親。より専門的な研修を受け、養育に専念する。	養子縁組里親 (特別養子縁組の場合)	養子縁組を前提とした里親。原則15歳未満。6か月以上同居して、特別養子縁組の可否を裁判所が審判する。	親族里親	親が養育できない場合に、3親等以内の親族がなる里親。
養育里親	要保護状態にある児童を養育する里親。事前研修を受けて登録する。期間は数週間～成年までと多様。																		
専門里親	一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親。より専門的な研修を受け、養育に専念する。																		
養子縁組里親	養子縁組を前提とした里親。原則として6歳未満。6か月間同居して、特別養子縁組の可否を裁判所が審判する。																		
親族里親	親が養育できない場合に、3親等以内の親族がなる里親。																		
養育里親	要保護状態にある児童を養育する里親。事前研修を受けて登録する。期間は数週間～成年までと多様。																		
専門里親	一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親。より専門的な研修を受け、養育に専念する。																		
養子縁組里親 (特別養子縁組の場合)	養子縁組を前提とした里親。原則15歳未満。6か月以上同居して、特別養子縁組の可否を裁判所が審判する。																		
親族里親	親が養育できない場合に、3親等以内の親族がなる里親。																		

訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文
29	<p>① (注) ①2005年調査までは、「親族のみの世帯」は「親族世帯」, 「非親族を含む世帯」は「非親族世帯」と分類されていた。 ②日本全体で約5,345万世帯, 約1億2,709万人のうち, 約12万世帯, 約280万人が施設等で暮らしている(2015年現在)。</p>	<p>① (注) ①2005年調査までは、「親族のみの世帯」は「親族世帯」, 「非親族を含む世帯」は「非親族世帯」と分類されていた。 ②日本全体で約5,583万世帯, 約1億2,615万人のうち, 約13万世帯, 約298万人が施設等で暮らしている(2020年現在)。</p>
30	<p>① 一般世帯における家族構成の割合の推移</p>  <p>(注) 2010年調査から「親族世帯」は「親族のみの世帯」, 「非親族世帯」は「非親族を含む世帯」に区分変更された。 (総務省「国勢調査」)</p>	<p>① 一般世帯における家族構成の割合の推移</p>  <p>(注) 2005年調査までは、「親族のみの世帯」は「親族世帯」, 「非親族を含む世帯」は「非親族世帯」と分類されていた。 (総務省「国勢調査」)</p>

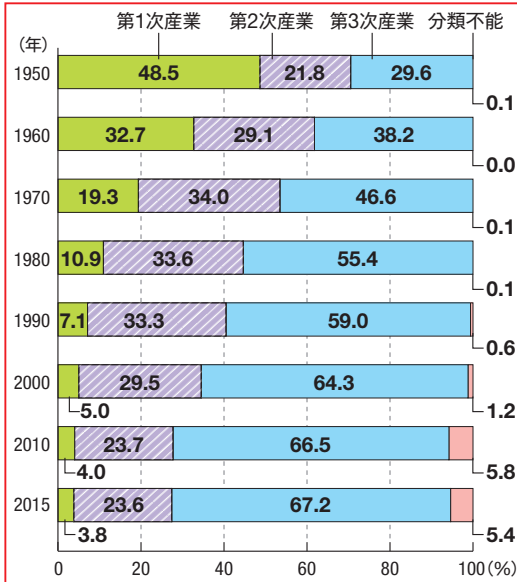
訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
30	12-13	から1955年までは約5人であったが、その後減少を続け、2015年には2.33人になっている。平均世帯人員が少なくなってきた	から1955年までは約5人であったが、その後減少を続け、2020年には2.21人になっている。平均世帯人員が少なくなってきた
30	②	<p>② 一般世帯数および平均世帯人員数の推移</p> <p>(注) 1920～'55と'65は普通世帯による。普通世帯とは一般世帯から間借り・下宿などの単身者および会社などの独身寮の単身者を除いたもの。 (総務省「国勢調査」)</p>	<p>② 一般世帯数および平均世帯人員数の推移</p> <p>(注) 1920～'55と'65は普通世帯による。普通世帯とは一般世帯から間借り・下宿などの単身者および会社などの独身寮の単身者を除いたもの。 (総務省「国勢調査」)</p>

訂正箇所	原 文	訂 正 文
ページ 行		

30

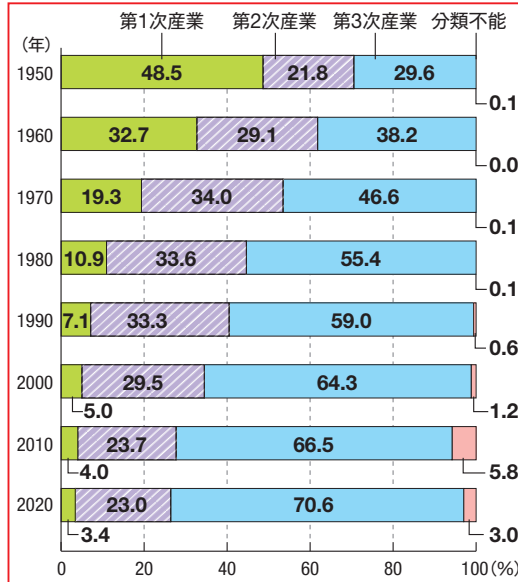
③

③ 産業構造の変化



(注) 就業者総数に対する産業別就業者数の比率。
(総務省「国勢調査」)

③ 産業構造の変化



(注) 就業者総数に対する産業別就業者数の比率。
(総務省「国勢調査」)

訂正箇所		原 文	訂 正 文																																				
ページ	行																																						
32	①	<p>① 旧民法と現行民法との比較 (例外規定もある)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧民法 〔1898年制定〕</th> <th>現行民法 〔1947年改正〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「家」制度による直系家族。 家父長(戸主)に大きな権限がある。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 夫婦の協力により維持される。 夫婦の権利、義務は同等。 </td> </tr> <tr> <td>婚姻</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 結婚するには戸主の同意を必要とする。 妻は夫の家に入る。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 成人は両性の合意のみで結婚できる。 夫、妻どちらの姓を称してもよい。 </td> </tr> <tr> <td>夫婦</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 夫は妻の財産を管理する。 婚姻により生じるいっさいの費用は夫が負担する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 夫婦別産制。 婚姻により生じる費用は夫婦が分担する。 </td> </tr> <tr> <td>子</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 子は父の親権に服する。 父が親権を行えない場合は母が行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 子は父母の親権に服する。 </td> </tr> <tr> <td>相続</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 家督(戸主の身分や家産)は長男単独相続。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 遺産は配偶者が2分の1、子が2分の1を等分に相続する(分割相続)。 </td> </tr> </tbody> </table>		旧民法 〔1898年制定〕	現行民法 〔1947年改正〕	家族	<ul style="list-style-type: none"> 「家」制度による直系家族。 家父長(戸主)に大きな権限がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦の協力により維持される。 夫婦の権利、義務は同等。 	婚姻	<ul style="list-style-type: none"> 結婚するには戸主の同意を必要とする。 妻は夫の家に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> 成人は両性の合意のみで結婚できる。 夫、妻どちらの姓を称してもよい。 	夫婦	<ul style="list-style-type: none"> 夫は妻の財産を管理する。 婚姻により生じるいっさいの費用は夫が負担する。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦別産制。 婚姻により生じる費用は夫婦が分担する。 	子	<ul style="list-style-type: none"> 子は父の親権に服する。 父が親権を行えない場合は母が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 子は父母の親権に服する。 	相続	<ul style="list-style-type: none"> 家督(戸主の身分や家産)は長男単独相続。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺産は配偶者が2分の1、子が2分の1を等分に相続する(分割相続)。 	<p>① 旧民法と現行民法との比較 (例外規定もある)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧民法 〔1898年制定〕</th> <th>現行民法 〔1947年改正〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「家」制度による直系家族。 家父長(戸主)に大きな権限がある。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 夫婦の協力により維持される。 夫婦の権利、義務は同等。 </td> </tr> <tr> <td>婚姻</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 結婚するには戸主の同意を必要とする。 妻は夫の家に入る。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 両性の合意のみで結婚できる。 夫、妻どちらの姓を称してもよい。 </td> </tr> <tr> <td>夫婦</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 夫は妻の財産を管理する。 婚姻により生じるいっさいの費用は夫が負担する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 夫婦別産制。 婚姻により生じる費用は夫婦が分担する。 </td> </tr> <tr> <td>子</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 子は父の親権に服する。 父が親権を行えない場合は母が行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 子は父母の親権に服する。 </td> </tr> <tr> <td>相続</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 家督(戸主の身分や家産)は長男単独相続。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 遺産は配偶者が2分の1、子が2分の1を等分に相続する(分割相続)。 </td> </tr> </tbody> </table>		旧民法 〔1898年制定〕	現行民法 〔1947年改正〕	家族	<ul style="list-style-type: none"> 「家」制度による直系家族。 家父長(戸主)に大きな権限がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦の協力により維持される。 夫婦の権利、義務は同等。 	婚姻	<ul style="list-style-type: none"> 結婚するには戸主の同意を必要とする。 妻は夫の家に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> 両性の合意のみで結婚できる。 夫、妻どちらの姓を称してもよい。 	夫婦	<ul style="list-style-type: none"> 夫は妻の財産を管理する。 婚姻により生じるいっさいの費用は夫が負担する。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦別産制。 婚姻により生じる費用は夫婦が分担する。 	子	<ul style="list-style-type: none"> 子は父の親権に服する。 父が親権を行えない場合は母が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 子は父母の親権に服する。 	相続	<ul style="list-style-type: none"> 家督(戸主の身分や家産)は長男単独相続。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺産は配偶者が2分の1、子が2分の1を等分に相続する(分割相続)。
	旧民法 〔1898年制定〕	現行民法 〔1947年改正〕																																					
家族	<ul style="list-style-type: none"> 「家」制度による直系家族。 家父長(戸主)に大きな権限がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦の協力により維持される。 夫婦の権利、義務は同等。 																																					
婚姻	<ul style="list-style-type: none"> 結婚するには戸主の同意を必要とする。 妻は夫の家に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> 成人は両性の合意のみで結婚できる。 夫、妻どちらの姓を称してもよい。 																																					
夫婦	<ul style="list-style-type: none"> 夫は妻の財産を管理する。 婚姻により生じるいっさいの費用は夫が負担する。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦別産制。 婚姻により生じる費用は夫婦が分担する。 																																					
子	<ul style="list-style-type: none"> 子は父の親権に服する。 父が親権を行えない場合は母が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 子は父母の親権に服する。 																																					
相続	<ul style="list-style-type: none"> 家督(戸主の身分や家産)は長男単独相続。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺産は配偶者が2分の1、子が2分の1を等分に相続する(分割相続)。 																																					
	旧民法 〔1898年制定〕	現行民法 〔1947年改正〕																																					
家族	<ul style="list-style-type: none"> 「家」制度による直系家族。 家父長(戸主)に大きな権限がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦の協力により維持される。 夫婦の権利、義務は同等。 																																					
婚姻	<ul style="list-style-type: none"> 結婚するには戸主の同意を必要とする。 妻は夫の家に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> 両性の合意のみで結婚できる。 夫、妻どちらの姓を称してもよい。 																																					
夫婦	<ul style="list-style-type: none"> 夫は妻の財産を管理する。 婚姻により生じるいっさいの費用は夫が負担する。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦別産制。 婚姻により生じる費用は夫婦が分担する。 																																					
子	<ul style="list-style-type: none"> 子は父の親権に服する。 父が親権を行えない場合は母が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 子は父母の親権に服する。 																																					
相続	<ul style="list-style-type: none"> 家督(戸主の身分や家産)は長男単独相続。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺産は配偶者が2分の1、子が2分の1を等分に相続する(分割相続)。 																																					
32	TRY	<p>1. あなた自身は、婚姻時に相手の姓に改姓したいだろうか。理由を含めて考えよう。なお、現在は夫の姓を名乗る夫婦が約96%である(厚生労働省「人口動態統計」2019年)。</p>	<p>1. あなた自身は、婚姻時に相手の姓に改姓したいだろうか。理由を含めて考えよう。なお、現在は夫の姓を名乗る夫婦が約95%である(厚生労働省「人口動態統計」2020年)。</p>																																				

訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																																														
ページ	行																																																																																																																																
34	①	<p>① 離婚件数の推移と同居期間別割合 (万組)</p> <table border="1"> <caption>離婚件数の推移と同居期間別割合 (万組)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>20年以上</th> <th>15~20年未満</th> <th>10~15年未満</th> <th>5~10年未満</th> <th>5年未満</th> <th>総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1960</td> <td>4.4</td> <td>0.0</td> <td>14.0</td> <td>22.1</td> <td>54.0</td> <td>69,410</td> </tr> <tr> <td>'70</td> <td>6.1</td> <td>0.0</td> <td>12.4</td> <td>24.4</td> <td>51.8</td> <td>95,937</td> </tr> <tr> <td>'80</td> <td>7.7</td> <td>0.0</td> <td>17.3</td> <td>27.7</td> <td>37.3</td> <td>141,689</td> </tr> <tr> <td>'90</td> <td>13.9</td> <td>12.7</td> <td>14.1</td> <td>21.2</td> <td>38.1</td> <td>157,608</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>16.5</td> <td>9.6</td> <td>13.0</td> <td>23.0</td> <td>37.9</td> <td>264,246</td> </tr> <tr> <td>'10</td> <td>16.9</td> <td>10.8</td> <td>14.7</td> <td>22.6</td> <td>35.0</td> <td>251,379</td> </tr> <tr> <td>'15</td> <td>18.1</td> <td>11.3</td> <td>14.6</td> <td>22.2</td> <td>33.8</td> <td>226,238</td> </tr> <tr> <td>'19(年)</td> <td>20.8</td> <td>11.7</td> <td>14.0</td> <td>20.6</td> <td>32.9</td> <td>208,496</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 総数には「不詳」を含むが、割合には含まない。 (厚生労働省「人口動態統計」)</p>	年	20年以上	15~20年未満	10~15年未満	5~10年未満	5年未満	総数	1960	4.4	0.0	14.0	22.1	54.0	69,410	'70	6.1	0.0	12.4	24.4	51.8	95,937	'80	7.7	0.0	17.3	27.7	37.3	141,689	'90	13.9	12.7	14.1	21.2	38.1	157,608	2000	16.5	9.6	13.0	23.0	37.9	264,246	'10	16.9	10.8	14.7	22.6	35.0	251,379	'15	18.1	11.3	14.6	22.2	33.8	226,238	'19(年)	20.8	11.7	14.0	20.6	32.9	208,496	<p>① 離婚件数の推移と同居期間別割合 (万組)</p> <table border="1"> <caption>離婚件数の推移と同居期間別割合 (万組)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>20年以上</th> <th>15~20年未満</th> <th>10~15年未満</th> <th>5~10年未満</th> <th>5年未満</th> <th>総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1960</td> <td>4.4</td> <td>0.0</td> <td>14.0</td> <td>22.1</td> <td>54.0</td> <td>69,410</td> </tr> <tr> <td>'70</td> <td>6.1</td> <td>0.0</td> <td>12.4</td> <td>24.4</td> <td>51.8</td> <td>95,937</td> </tr> <tr> <td>'80</td> <td>7.7</td> <td>0.0</td> <td>17.3</td> <td>27.7</td> <td>37.3</td> <td>141,689</td> </tr> <tr> <td>'90</td> <td>13.9</td> <td>12.7</td> <td>14.1</td> <td>21.2</td> <td>38.1</td> <td>157,608</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>16.5</td> <td>9.6</td> <td>13.0</td> <td>23.0</td> <td>37.9</td> <td>264,246</td> </tr> <tr> <td>'10</td> <td>16.9</td> <td>10.8</td> <td>14.7</td> <td>22.6</td> <td>35.0</td> <td>251,379</td> </tr> <tr> <td>'15</td> <td>18.1</td> <td>11.3</td> <td>14.6</td> <td>22.2</td> <td>33.8</td> <td>226,238</td> </tr> <tr> <td>'20(年)</td> <td>21.6</td> <td>11.6</td> <td>14.1</td> <td>20.2</td> <td>32.5</td> <td>193,253</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 総数には「不詳」を含むが、割合には含まない。 (厚生労働省「人口動態統計」)</p>	年	20年以上	15~20年未満	10~15年未満	5~10年未満	5年未満	総数	1960	4.4	0.0	14.0	22.1	54.0	69,410	'70	6.1	0.0	12.4	24.4	51.8	95,937	'80	7.7	0.0	17.3	27.7	37.3	141,689	'90	13.9	12.7	14.1	21.2	38.1	157,608	2000	16.5	9.6	13.0	23.0	37.9	264,246	'10	16.9	10.8	14.7	22.6	35.0	251,379	'15	18.1	11.3	14.6	22.2	33.8	226,238	'20(年)	21.6	11.6	14.1	20.2	32.5	193,253
年	20年以上	15~20年未満	10~15年未満	5~10年未満	5年未満	総数																																																																																																																											
1960	4.4	0.0	14.0	22.1	54.0	69,410																																																																																																																											
'70	6.1	0.0	12.4	24.4	51.8	95,937																																																																																																																											
'80	7.7	0.0	17.3	27.7	37.3	141,689																																																																																																																											
'90	13.9	12.7	14.1	21.2	38.1	157,608																																																																																																																											
2000	16.5	9.6	13.0	23.0	37.9	264,246																																																																																																																											
'10	16.9	10.8	14.7	22.6	35.0	251,379																																																																																																																											
'15	18.1	11.3	14.6	22.2	33.8	226,238																																																																																																																											
'19(年)	20.8	11.7	14.0	20.6	32.9	208,496																																																																																																																											
年	20年以上	15~20年未満	10~15年未満	5~10年未満	5年未満	総数																																																																																																																											
1960	4.4	0.0	14.0	22.1	54.0	69,410																																																																																																																											
'70	6.1	0.0	12.4	24.4	51.8	95,937																																																																																																																											
'80	7.7	0.0	17.3	27.7	37.3	141,689																																																																																																																											
'90	13.9	12.7	14.1	21.2	38.1	157,608																																																																																																																											
2000	16.5	9.6	13.0	23.0	37.9	264,246																																																																																																																											
'10	16.9	10.8	14.7	22.6	35.0	251,379																																																																																																																											
'15	18.1	11.3	14.6	22.2	33.8	226,238																																																																																																																											
'20(年)	21.6	11.6	14.1	20.2	32.5	193,253																																																																																																																											
34	③	<p>③ 子の数別離婚の割合 (%)</p> <table border="1"> <caption>子の数別離婚の割合 (%)</caption> <thead> <tr> <th>子の数</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人以上</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>21.4</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>子どもなし</td> <td>43.1</td> </tr> <tr> <td>子どもあり</td> <td>56.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「人口動態統計」2019年)</p>	子の数	割合 (%)	3人以上	9.0	2人	21.4	1人	26.5	子どもなし	43.1	子どもあり	56.9	<p>③ 子の数別離婚の割合 (%)</p> <table border="1"> <caption>子の数別離婚の割合 (%)</caption> <thead> <tr> <th>子の数</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人以上</td> <td>9.3</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>21.7</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>26.6</td> </tr> <tr> <td>子どもなし</td> <td>42.4</td> </tr> <tr> <td>子どもあり</td> <td>57.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「人口動態統計」2020年)</p>	子の数	割合 (%)	3人以上	9.3	2人	21.7	1人	26.6	子どもなし	42.4	子どもあり	57.6																																																																																																						
子の数	割合 (%)																																																																																																																																
3人以上	9.0																																																																																																																																
2人	21.4																																																																																																																																
1人	26.5																																																																																																																																
子どもなし	43.1																																																																																																																																
子どもあり	56.9																																																																																																																																
子の数	割合 (%)																																																																																																																																
3人以上	9.3																																																																																																																																
2人	21.7																																																																																																																																
1人	26.6																																																																																																																																
子どもなし	42.4																																																																																																																																
子どもあり	57.6																																																																																																																																


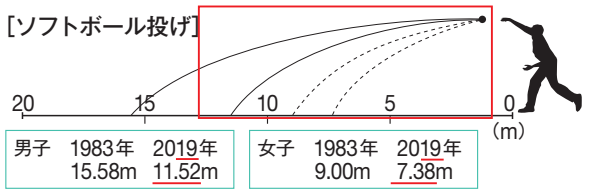

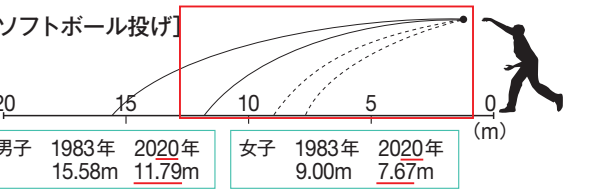
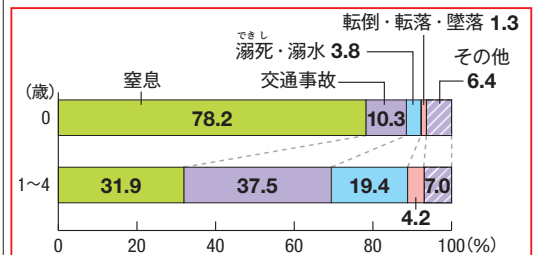
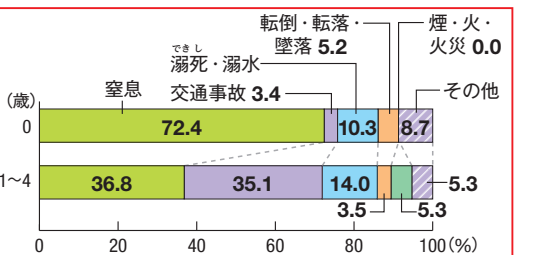
訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
35	14	か月から100日に短縮された。さらに2018年改正では最低婚姻年齢が男性18歳，女性16歳から男女とも18歳となった。しかし，	か月から100日に短縮された。さらに2018年改正では婚姻開始年齢が男性18歳，女性16歳から男女とも18歳となった。しかし，
37	③	<p>③ 就業時間が週60時間以上の男性雇用者の割合</p> <p>(内閣府「少子化社会対策白書」2020年)</p>	<p>③ 就業時間が週60時間以上の男性雇用者の割合</p> <p>(内閣府「少子化社会対策白書」2021年)</p>
38	③	<p>③ 性・年齢別労働力率</p> <p>(総務省「労働力調査」)</p>	<p>③ 性・年齢別労働力率</p> <p>(総務省「労働力調査」)</p>

訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文
38 ④	<p>④ 女性の労働力率の国際比較</p> <p>（総務省「世界の統計」2021年）</p>	<p>④ 女性の労働力率の国際比較</p> <p>（総務省「世界の統計」2022年）</p>
39 ⑧	<p>⑧ 共働き世帯数の推移</p> <p>（内閣府「男女共同参画白書」2020年）</p>	<p>⑧ 共働き世帯数の推移</p> <p>（内閣府「男女共同参画白書」2021年）</p>
41 側注①	<p>① 家族の介護や看護のために離職した者は約 <u>10万200</u> 人で、そのうち女性が <u>79.6%</u> である（<u>2019</u>年）。</p>	<p>① 家族の介護や看護のために離職した者は約 <u>7万500</u> 人で、そのうち女性が <u>74.8%</u> である（<u>2020</u>年）。</p>

訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																								
ページ	行																																																																																										
46	①	<p>① 年齢別人工妊娠中絶数と出生数の比率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(歳)</th> <th>人工妊娠中絶割合</th> <th>出生割合</th> <th>人工妊娠中絶数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>～14</td><td>82%</td><td>18%</td><td>186人</td></tr> <tr><td>15～19</td><td>62%</td><td>38%</td><td>12,492人</td></tr> <tr><td>20～24</td><td>35%</td><td>65%</td><td>39,805人</td></tr> <tr><td>25～29</td><td>12%</td><td>88%</td><td>31,392人</td></tr> <tr><td>30～34</td><td>8%</td><td>92%</td><td>29,402人</td></tr> <tr><td>35～39</td><td>12%</td><td>88%</td><td>28,131人</td></tr> <tr><td>40～44</td><td>22%</td><td>78%</td><td>13,589人</td></tr> <tr><td>45～49</td><td>48%</td><td>52%</td><td>1,399人</td></tr> <tr><td>50～</td><td>15%</td><td>85%</td><td>11人</td></tr> <tr><td>総数</td><td>15%</td><td>85%</td><td>156,430人</td></tr> </tbody> </table> <p>*年齢不詳を除く出生率に対する百分率である。総数には年齢不詳者を含む。 (厚生労働省「令和元(2019)年人口動態統計」,「令和元(2019)年度衛生行政報告例」)</p>	(歳)	人工妊娠中絶割合	出生割合	人工妊娠中絶数	～14	82%	18%	186人	15～19	62%	38%	12,492人	20～24	35%	65%	39,805人	25～29	12%	88%	31,392人	30～34	8%	92%	29,402人	35～39	12%	88%	28,131人	40～44	22%	78%	13,589人	45～49	48%	52%	1,399人	50～	15%	85%	11人	総数	15%	85%	156,430人	<p>① 年齢別人工妊娠中絶数と出生数の比率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(歳)</th> <th>人工妊娠中絶割合</th> <th>出生割合</th> <th>人工妊娠中絶数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>～14</td><td>78%</td><td>22%</td><td>127人</td></tr> <tr><td>15～19</td><td>60%</td><td>40%</td><td>10,182人</td></tr> <tr><td>20～24</td><td>35%</td><td>65%</td><td>35,434人</td></tr> <tr><td>25～29</td><td>12%</td><td>88%</td><td>28,622人</td></tr> <tr><td>30～34</td><td>8%</td><td>92%</td><td>26,555人</td></tr> <tr><td>35～39</td><td>12%</td><td>88%</td><td>25,993人</td></tr> <tr><td>40～44</td><td>22%</td><td>78%</td><td>13,187人</td></tr> <tr><td>45～49</td><td>45%</td><td>55%</td><td>1,319人</td></tr> <tr><td>50～</td><td>15%</td><td>85%</td><td>10人</td></tr> <tr><td>総数</td><td>15%</td><td>85%</td><td>141,433人</td></tr> </tbody> </table> <p>*年齢不詳を除く出生率に対する百分率である。総数には年齢不詳者を含む。 (厚生労働省「令和2(2020)年人口動態統計」,「令和2(2020)年度衛生行政報告例」)</p>	(歳)	人工妊娠中絶割合	出生割合	人工妊娠中絶数	～14	78%	22%	127人	15～19	60%	40%	10,182人	20～24	35%	65%	35,434人	25～29	12%	88%	28,622人	30～34	8%	92%	26,555人	35～39	12%	88%	25,993人	40～44	22%	78%	13,187人	45～49	45%	55%	1,319人	50～	15%	85%	10人	総数	15%	85%	141,433人
(歳)	人工妊娠中絶割合	出生割合	人工妊娠中絶数																																																																																								
～14	82%	18%	186人																																																																																								
15～19	62%	38%	12,492人																																																																																								
20～24	35%	65%	39,805人																																																																																								
25～29	12%	88%	31,392人																																																																																								
30～34	8%	92%	29,402人																																																																																								
35～39	12%	88%	28,131人																																																																																								
40～44	22%	78%	13,589人																																																																																								
45～49	48%	52%	1,399人																																																																																								
50～	15%	85%	11人																																																																																								
総数	15%	85%	156,430人																																																																																								
(歳)	人工妊娠中絶割合	出生割合	人工妊娠中絶数																																																																																								
～14	78%	22%	127人																																																																																								
15～19	60%	40%	10,182人																																																																																								
20～24	35%	65%	35,434人																																																																																								
25～29	12%	88%	28,622人																																																																																								
30～34	8%	92%	26,555人																																																																																								
35～39	12%	88%	25,993人																																																																																								
40～44	22%	78%	13,187人																																																																																								
45～49	45%	55%	1,319人																																																																																								
50～	15%	85%	10人																																																																																								
総数	15%	85%	141,433人																																																																																								

訂正箇所	原 文	
ページ	行	
52	脚注	<p>子どもインターネット 9歳以下のインターネット利用率は64.0%で、内容は90.6%が動画視聴、61.8%がゲームである。利用時間は平均102.9分だが、39.1%が2時間以上利用している（内閣府「令和2（2020）年度青少年のインターネット利用環境実態調査」）。</p>

訂正箇所	原文
ページ	行
	<p>子どもインターネット 9歳以下のインターネット利用率は74.3%で、内容は94.0%が動画視聴、59.0%がゲームである。利用時間は平均110.2分だが、43.7%が2時間以上利用している（内閣府「令和3（2021）年度青少年のインターネット利用環境実態調査」）。</p>

訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文
53 TRY	<p>7歳の体力テスト結果の推移(平均値) (文部科学省「体力・運動能力調査」)</p> <p>[50m走]</p>  <p>[ソフトボール投げ]</p> 	<p>7歳の体力テスト結果の推移(平均値) (文部科学省「体力・運動能力調査」)</p> <p>[50m走]</p>  <p>[ソフトボール投げ]</p> 
60 ①	<p>① 受動喫煙の健康への影響 (乳幼児、児童の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児突然死症候群(SIDS)* ●肺の発達の遅れ ●呼吸器症状(せき、たんなど) ●急性呼吸器感染症 ●耳疾患(中耳炎など) ●より頻回で重症度の高い喘息発作 <p>*乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome) それまで元気に見えた乳幼児が睡眠中などに突然死する症候群。0歳児の死因では第4位(厚生労働省「令和元(2019)年人口動態統計」)。原因は不明だが、両親の喫煙、うつぶせ寝、人工栄養等が発生の因子とされている。</p>	<p>① 受動喫煙の健康への影響 (乳幼児、児童の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児突然死症候群(SIDS)* ●肺の発達の遅れ ●呼吸器症状(せき、たんなど) ●急性呼吸器感染症 ●耳疾患(中耳炎など) ●より頻回で重症度の高い喘息発作 <p>*乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome) それまで元気に見えた乳幼児が睡眠中などに突然死する症候群。0歳児の死因では第3位(厚生労働省「令和2(2020)年人口動態統計」)。原因は不明だが、両親の喫煙、うつぶせ寝、人工栄養等が発生の因子とされている。</p>
61 ⑥	<p>⑥ 乳幼児の死亡事故の原因</p>  <p>(厚生労働省「令和元(2019)年人口動態統計」)</p>	<p>⑥ 乳幼児の死亡事故の原因</p>  <p>(厚生労働省「令和2(2020)年人口動態統計」)</p>

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
66	1	<p>① 子どもがいてよかったと思うこと（複数回答）</p> <p>調査対象：10歳児の父母、祖父母など(24,041人)</p> <p>(厚生労働省「第10回21世紀出生児縦断調査(2010年出生児)」2020年)</p>	<p>① 子どもがいてよかったと思うこと（複数回答）</p> <p>調査対象：11歳児の父母、祖父母など(23,216人)</p> <p>(厚生労働省「第11回21世紀出生児縦断調査(2010年出生児)」2021年)</p>
66	2	<p>② 子どもをもって負担に感じること（複数回答）</p> <p>調査対象：母と同居している10歳児の父母、祖父母など(23,893人)</p> <p>■ 母が有職 ■ 母が無職</p> <p>(厚生労働省「第10回21世紀出生児縦断調査(2010年出生児)」2020年)</p>	<p>② 子どもをもって負担に感じること（複数回答）</p> <p>調査対象：母と同居している11歳児の父母、祖父母など(23,075人)</p> <p>■ 母が有職 ■ 母が無職</p> <p>(厚生労働省「第11回21世紀出生児縦断調査(2010年出生児)」2021年)</p>

訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文																																										
67	側注④ ④育児・介護休業法(▶p.39) 削除 ● 出生時育児休業 (男性版産休) 削除 : 生後8週まで4週間、2回まで分割可能 ● 育児休業: 子が1歳(父母共に取得する場合は1歳2か月)まで1年間(保育所に入れないなど一定の場合には最長2歳まで延長可能), 2回まで分割 削除 可能 ● 事業主による休業を取得しやすい環境整備と、対象者への個別制度周知・休業取得意向確認の義務 ● 学齢前の子をもつ親の時間外労働・深夜業の制限 ● 子の看護休暇年5日(子が2人以上の場合は年10日) * 2021年6月9日から1年半以内に施行予定 削除	④育児・介護休業法(▶p.39) ● 出生時育児休業 (産後パパ育休): 生後8週まで4週間、2回まで分割可能 ● 育児休業: 子が1歳(父母共に取得する場合は1歳2か月)まで1年間(保育所に入れないなど一定の場合には最長2歳まで延長可能), 2回まで分割可能 ● 事業主による休業を取得しやすい環境整備と、対象者への個別制度周知・休業取得意向確認の義務 ● 学齢前の子をもつ親の時間外労働・深夜業の制限 ● 子の看護休暇年5日(子が2人以上の場合は年10日)																																										
67	④ ④ 夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>出生あり (%)</th> <th>出生なし (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>75.8</td> <td>24.2</td> </tr> <tr> <td>家事・育児時間なし</td> <td>50.0</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td>2時間未満</td> <td>72.5</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td> <td>75.0</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>4時間以上6時間未満</td> <td>81.2</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>75.0</td> <td>25.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「第8回21世紀成年者縦断調査(平成24年成年者)」2019年)</p>	Category	出生あり (%)	出生なし (%)	総数	75.8	24.2	家事・育児時間なし	50.0	50.0	2時間未満	72.5	27.5	2時間以上4時間未満	75.0	25.0	4時間以上6時間未満	81.2	18.8	6時間以上	75.0	25.0	④ 夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>出生あり (%)</th> <th>出生なし (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>81.0</td> <td>19.0</td> </tr> <tr> <td>家事・育児時間なし</td> <td>33.3</td> <td>66.7</td> </tr> <tr> <td>2時間未満</td> <td>74.1</td> <td>25.9</td> </tr> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td> <td>82.5</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>4時間以上6時間未満</td> <td>80.9</td> <td>19.1</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>83.4</td> <td>16.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「第9回21世紀成年者縦断調査(平成24年成年者)」2020年)</p>	Category	出生あり (%)	出生なし (%)	総数	81.0	19.0	家事・育児時間なし	33.3	66.7	2時間未満	74.1	25.9	2時間以上4時間未満	82.5	17.5	4時間以上6時間未満	80.9	19.1	6時間以上	83.4	16.6
Category	出生あり (%)	出生なし (%)																																										
総数	75.8	24.2																																										
家事・育児時間なし	50.0	50.0																																										
2時間未満	72.5	27.5																																										
2時間以上4時間未満	75.0	25.0																																										
4時間以上6時間未満	81.2	18.8																																										
6時間以上	75.0	25.0																																										
Category	出生あり (%)	出生なし (%)																																										
総数	81.0	19.0																																										
家事・育児時間なし	33.3	66.7																																										
2時間未満	74.1	25.9																																										
2時間以上4時間未満	82.5	17.5																																										
4時間以上6時間未満	80.9	19.1																																										
6時間以上	83.4	16.6																																										

訂正箇所		原文	訂正文																																																								
ページ	行																																																										
68	①	<p>① 保育所などの待機児童数と保育所等利用率の推移</p> <p>保育所などへの入所を待っている待機児童は東京都、沖縄県、兵庫県、福岡県、埼玉県、千葉県などに多い。</p> <table border="1"> <caption>待機児童数と保育所等利用率の推移 (2009-2019)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>待機児童数 (人)</th> <th>利用率(1,2歳児) (%)</th> <th>利用率(全体) (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009</td> <td>25,384</td> <td>28.5</td> <td>31.3</td> </tr> <tr> <td>'11</td> <td>25,556</td> <td>31.0</td> <td>33.1</td> </tr> <tr> <td>'13</td> <td>22,741</td> <td>33.9</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>'15</td> <td>23,167</td> <td>37.9</td> <td>38.1</td> </tr> <tr> <td>'17</td> <td>26,081</td> <td>42.4</td> <td>45.7</td> </tr> <tr> <td>'19</td> <td>16,772</td> <td>48.1</td> <td>45.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省資料)</p>	年	待機児童数 (人)	利用率(1,2歳児) (%)	利用率(全体) (%)	2009	25,384	28.5	31.3	'11	25,556	31.0	33.1	'13	22,741	33.9	35.0	'15	23,167	37.9	38.1	'17	26,081	42.4	45.7	'19	16,772	48.1	45.8	<p>① 保育所などの待機児童数と保育所等利用率の推移</p> <p>保育所などへの入所を待っている待機児童は東京都、兵庫県、沖縄県、福岡県、埼玉県、千葉県などに多い。</p> <table border="1"> <caption>待機児童数と保育所等利用率の推移 (2011-2020)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>待機児童数 (人)</th> <th>利用率(1,2歳児) (%)</th> <th>利用率(全体) (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011</td> <td>25,556</td> <td>31.0</td> <td>33.1</td> </tr> <tr> <td>'13</td> <td>22,741</td> <td>33.9</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>'15</td> <td>23,167</td> <td>37.9</td> <td>38.1</td> </tr> <tr> <td>'17</td> <td>26,081</td> <td>42.4</td> <td>45.7</td> </tr> <tr> <td>'19</td> <td>16,772</td> <td>48.1</td> <td>45.8</td> </tr> <tr> <td>'20</td> <td>12,439</td> <td>50.4</td> <td>47.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省資料)</p>	年	待機児童数 (人)	利用率(1,2歳児) (%)	利用率(全体) (%)	2011	25,556	31.0	33.1	'13	22,741	33.9	35.0	'15	23,167	37.9	38.1	'17	26,081	42.4	45.7	'19	16,772	48.1	45.8	'20	12,439	50.4	47.7
年	待機児童数 (人)	利用率(1,2歳児) (%)	利用率(全体) (%)																																																								
2009	25,384	28.5	31.3																																																								
'11	25,556	31.0	33.1																																																								
'13	22,741	33.9	35.0																																																								
'15	23,167	37.9	38.1																																																								
'17	26,081	42.4	45.7																																																								
'19	16,772	48.1	45.8																																																								
年	待機児童数 (人)	利用率(1,2歳児) (%)	利用率(全体) (%)																																																								
2011	25,556	31.0	33.1																																																								
'13	22,741	33.9	35.0																																																								
'15	23,167	37.9	38.1																																																								
'17	26,081	42.4	45.7																																																								
'19	16,772	48.1	45.8																																																								
'20	12,439	50.4	47.7																																																								
69	側注①	<p>①くるみんマークは、子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けた証である。また、プラチナくるみんマークは、くるみん認定企業のうち、さらに高い水準で両立支援の取り組みを行っている認定を受けた証である。認定企業は、厚生労働省のウェブサイトを確認できる。</p>	<p>①「プラチナくるみん」「くるみん」「トライくるみん」マークは、いずれも子育てサポート企業として厚生労働省の認定を受けた証である。3種類の認定基準があり、「プラチナくるみん」が最も高い基準を満たしている。また不妊治療との両立についての「プラス認定」もある。認定企業は、厚生労働省のウェブサイトを確認できる。</p>																																																								

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
69	⑥	<p>進法(2003年～) を両立するための雇用環境の整備 き方の見直し</p>  <p>1.36</p> <p>'19 '20 '25 (年)</p> <p>少子化社会対策大綱 (第4次:2020～2024年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「希望出生率1.8」の実現に向けた総合的な少子化対策 ●更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保 	<p>進法(2003年～) を両立するための雇用環境の整備 き方の見直し</p>  <p>1.33</p> <p>'19 '20 '25 (年)</p> <p>少子化社会対策大綱 (第4次:2020～2024年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「希望出生率1.8」の実現に向けた総合的な少子化対策 ●更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保
70	①	<p>① 子どもの貧困率の国際比較</p>  <p>フィンランド 3.3 デンマーク 3.7 スウェーデン 8.9 日本 14.0 韓国 15.2 アメリカ 20.9 スペイン 22.0 中国 33.1</p> <p>0 20 40 (%)</p> <p>(注)2016年の値(日本は2018年, 中国は2011年) (OECD "Family Database", 厚生労働省「令和元(2019)年国民生活基礎調査」)</p>	<p>① 子どもの貧困率の国際比較</p>  <p>フィンランド 3.5 デンマーク 4.7 スウェーデン 9.4 韓国 12.3 日本 14.0 スペイン 19.3 アメリカ 21.2 中国 33.1</p> <p>0 20 40(%)</p> <p>(注)2018年の値(スウェーデンは2019年, デンマークとアメリカは2017年, 中国は2011年) (OECD "Family Database")</p>

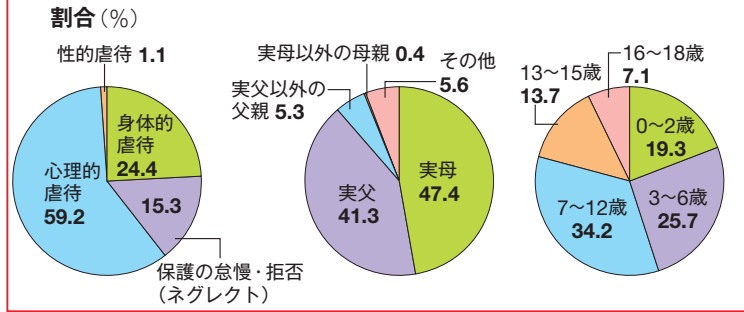
訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
71	⑥	<p>⑥ 子どもの権利条約の内容</p> <p>子どもの権利条約は、子どもに関わる全ての活動において、子どもの最善の利益を第一に考慮し、生存、発達、保護、参加という包括的権利を子どもに保障し、親には養育に対する第一次的責任を、国には保護者への援助と福祉施設・サービスの提供を義務付けている。</p> <p>① 生存権 (生きる権利) 健康に生きるために、食料、医療、社会保障などを受けられる権利。</p> <p>② 発達権 (育つ権利) 教育権、休養・遊ぶ権利、自分らしく育つ権利。</p> <p>③ 虐待・放任・搾取からの保護 (保護される権利) 身体的、精神的な暴力、<u>侵害</u>または放任、性的虐待を含む不当な取り扱い、搾取などから保護される権利。家庭環境を奪われた子が、国によって特別な保護および援助を受けられる権利。</p> <p>④ 意見表明権・参加権 その年齢および成熟に従い、自由な意見表明をする権利。情報の自由、思想・良心・宗教の自由、集会の自由への権利。</p>	<p>⑥ 子どもの権利条約の内容</p> <p>子どもの権利条約は、子どもに関わる全ての活動において、子どもの最善の利益を第一に考慮し、生存、発達、保護、参加という包括的権利を子どもに保障し、親には養育に対する第一義的責任を、国には保護者への援助と福祉施設・サービスの提供を義務付けている。</p> <p>① 生存権 (生きる権利) 健康に生きるために、食料、医療、社会保障などを受けられる権利。</p> <p>② 発達権 (育つ権利) 教育権、休養・遊ぶ権利、自分らしく育つ権利。</p> <p>③ 虐待・放任・搾取からの保護 (保護される権利) 身体的、精神的な暴力、<u>傷害</u>または放任、性的虐待を含む不当な取り扱い、搾取などから保護される権利。家庭環境を奪われた子が、国によって特別な保護および援助を受けられる権利。</p> <p>④ 意見表明権・参加権 その年齢および成熟に従い、自由な意見表明をする権利。情報の自由、思想・良心・宗教の自由、集会の自由への権利。</p>

<p>71</p>	<p>⑩ 児童虐待の現状 (2019年度)</p> <p>(厚生労働省資料)</p> <div data-bbox="235 231 974 582"> <p>1. 児童虐待の種類と 2. 虐待者の続柄 (%) 3. 子どもの年齢 (%)</p> <p>割合 (%)</p> <table border="1"> <caption>1. 児童虐待の種類と割合 (%)</caption> <tr><th>種類</th><th>割合 (%)</th></tr> <tr><td>心理的虐待</td><td>56.3</td></tr> <tr><td>身体的虐待</td><td>25.4</td></tr> <tr><td>性的虐待</td><td>1.1</td></tr> <tr><td>保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)</td><td>17.2</td></tr> </table> <table border="1"> <caption>2. 虐待者の続柄 (%)</caption> <tr><th>続柄</th><th>割合 (%)</th></tr> <tr><td>実母</td><td>47.7</td></tr> <tr><td>実父</td><td>41.2</td></tr> <tr><td>実父以外の父親</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>実母以外の母親</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5.3</td></tr> </table> <table border="1"> <caption>3. 子どもの年齢 (%)</caption> <tr><th>年齢</th><th>割合 (%)</th></tr> <tr><td>0~2歳</td><td>19.5</td></tr> <tr><td>3~6歳</td><td>25.6</td></tr> <tr><td>7~12歳</td><td>34.1</td></tr> <tr><td>13~15歳</td><td>13.8</td></tr> <tr><td>16~18歳</td><td>7.0</td></tr> </table> </div> <div data-bbox="985 231 1601 598"> <p>4. 児童虐待相談対応件数の推移 (児童相談所における件数)</p> <p>(件)</p> <table border="1"> <caption>児童虐待相談対応件数の推移 (児童相談所における件数)</caption> <tr><th>年度</th><th>件数</th></tr> <tr><td>1996</td><td>4,102</td></tr> <tr><td>'98</td><td>6,932</td></tr> <tr><td>2000</td><td>17,725</td></tr> <tr><td>'02</td><td>23,738</td></tr> <tr><td>'04</td><td>33,408</td></tr> <tr><td>'06</td><td>37,323</td></tr> <tr><td>'08</td><td>42,664</td></tr> <tr><td>'10*</td><td>56,384</td></tr> <tr><td>'12</td><td>66,701</td></tr> <tr><td>'14</td><td>88,931</td></tr> <tr><td>'16</td><td>122,575</td></tr> <tr><td>'18</td><td>159,838</td></tr> <tr><td>'19</td><td>193,780</td></tr> </table> <p>*福島県を除く。(年度)</p> </div>	種類	割合 (%)	心理的虐待	56.3	身体的虐待	25.4	性的虐待	1.1	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	17.2	続柄	割合 (%)	実母	47.7	実父	41.2	実父以外の父親	5.4	実母以外の母親	0.4	その他	5.3	年齢	割合 (%)	0~2歳	19.5	3~6歳	25.6	7~12歳	34.1	13~15歳	13.8	16~18歳	7.0	年度	件数	1996	4,102	'98	6,932	2000	17,725	'02	23,738	'04	33,408	'06	37,323	'08	42,664	'10*	56,384	'12	66,701	'14	88,931	'16	122,575	'18	159,838	'19	193,780
種類	割合 (%)																																																														
心理的虐待	56.3																																																														
身体的虐待	25.4																																																														
性的虐待	1.1																																																														
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	17.2																																																														
続柄	割合 (%)																																																														
実母	47.7																																																														
実父	41.2																																																														
実父以外の父親	5.4																																																														
実母以外の母親	0.4																																																														
その他	5.3																																																														
年齢	割合 (%)																																																														
0~2歳	19.5																																																														
3~6歳	25.6																																																														
7~12歳	34.1																																																														
13~15歳	13.8																																																														
16~18歳	7.0																																																														
年度	件数																																																														
1996	4,102																																																														
'98	6,932																																																														
2000	17,725																																																														
'02	23,738																																																														
'04	33,408																																																														
'06	37,323																																																														
'08	42,664																																																														
'10*	56,384																																																														
'12	66,701																																																														
'14	88,931																																																														
'16	122,575																																																														
'18	159,838																																																														
'19	193,780																																																														

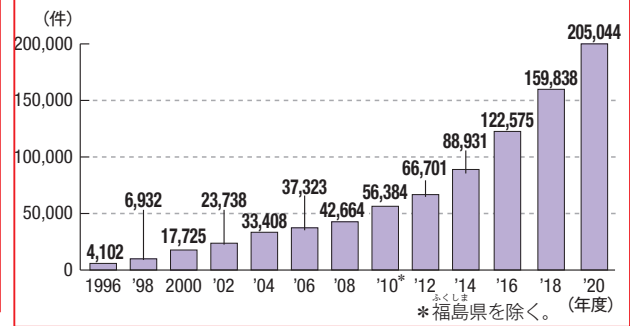
⑩ 児童虐待の現状 (2020年度)







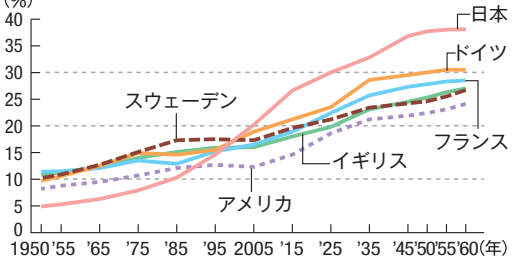
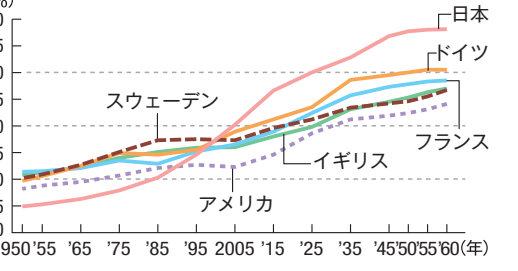
(厚生労働省資料)

1. 児童虐待の種類と 2. 虐待者の続柄(%) 3. 子どもの年齢(%)

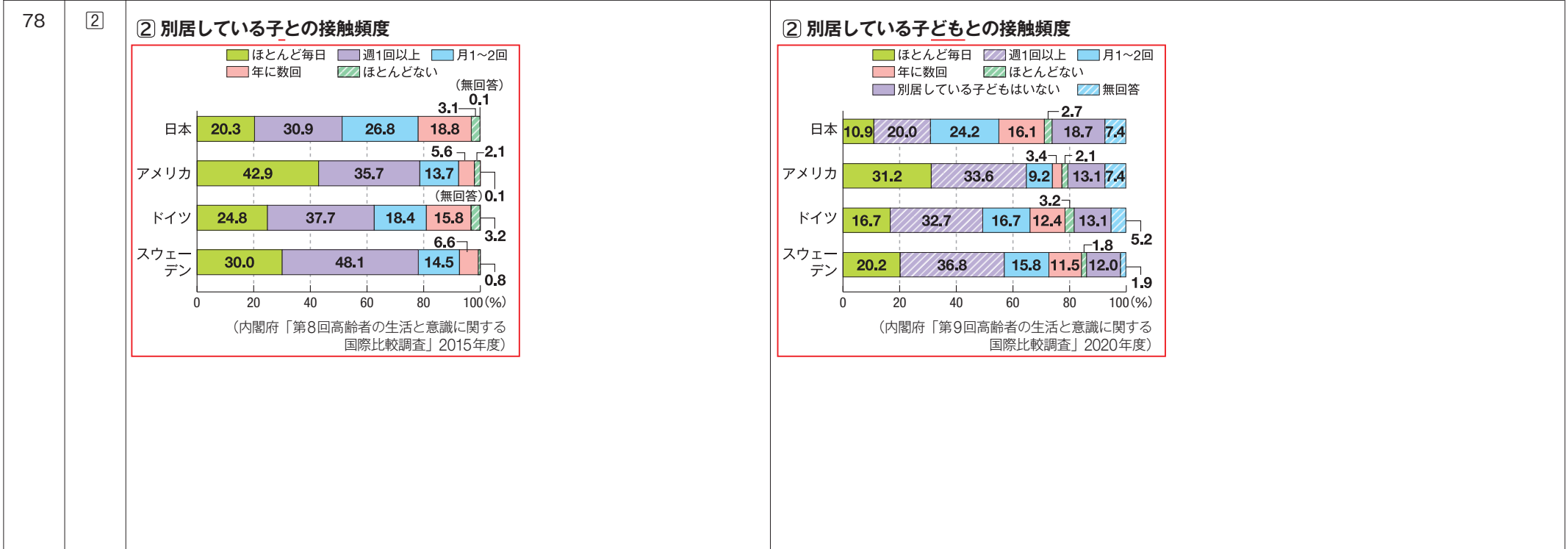
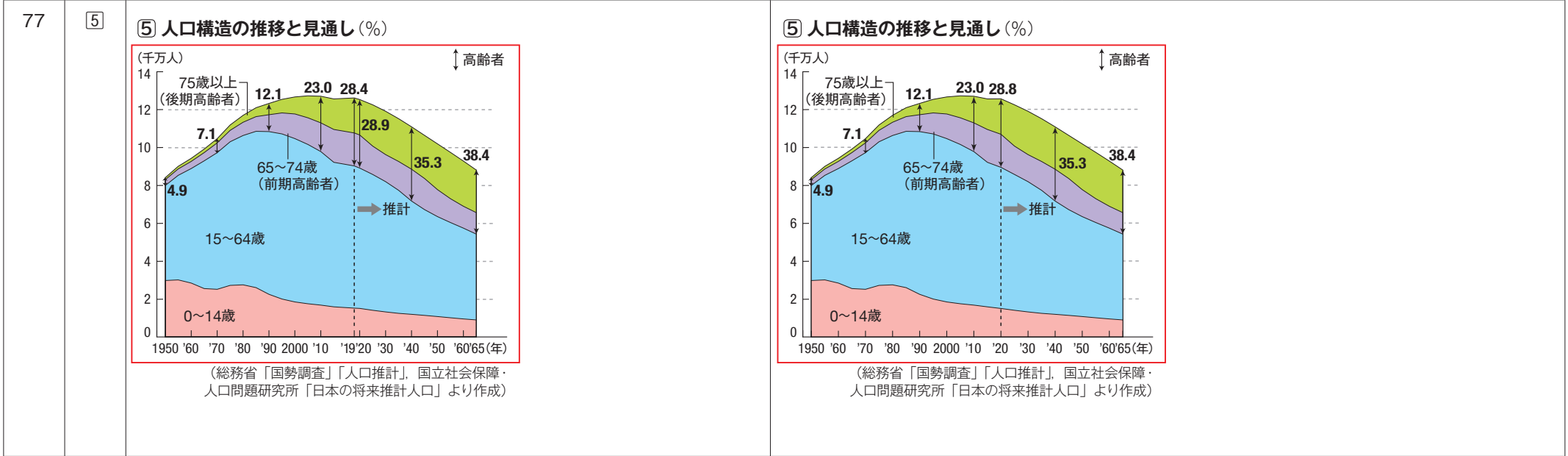


4. 児童虐待相談対応件数の推移 (児童相談所における件数)



訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
76	①	<p>① 日本で1日に起こる出来事の数</p> <p>生まれるのは <u>2,371</u>人 ← 人口は1日あたり 亡くなるのは <u>3,784</u>人 ← 1,413人減少</p>	<p>① 日本で1日に起こる出来事の数</p> <p>生まれるのは <u>2,297</u>人 ← 人口は1日あたり 亡くなるのは <u>3,750</u>人 ← 1,453人減少</p>
76	②	<p>② 日本を100人の国にたとえると</p> <p>高校生  2.5人</p> <p>15歳未満  12.1人</p> <p>65歳以上  28.4人</p> <p>(①②：厚生労働省「厚生労働白書」2020年)</p>	<p>② 日本を100人の国にたとえると</p> <p>高校生  2.5人</p> <p>15歳未満  12.0人</p> <p>65歳以上  28.8人</p> <p>(①②：厚生労働省「厚生労働白書」2021年)</p>
77	④	<p>④ 主要国の65歳以上人口割合の推移</p>  <p>(注) 2015年(日本は2020年)以降は推計値 (内閣府「高齢社会白書」2020年)</p>	<p>④ 主要国の65歳以上人口割合の推移</p>  <p>(注) 2015年(日本は2020年)以降は推計値 (内閣府「高齢社会白書」2021年)</p>

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		

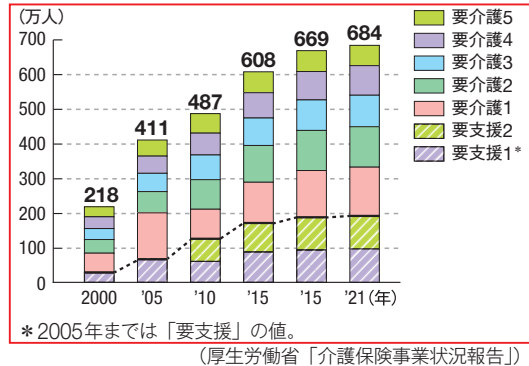
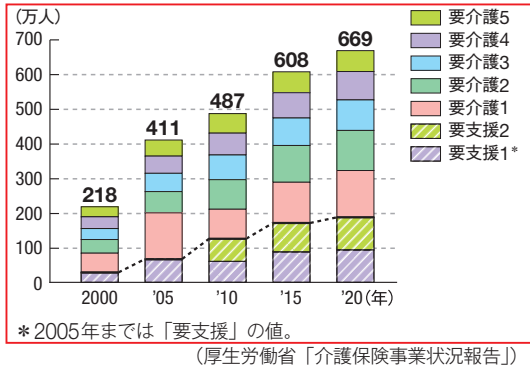


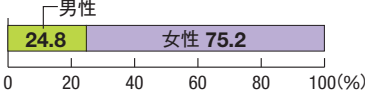
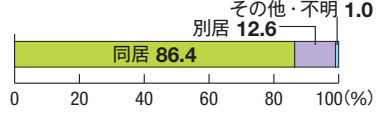
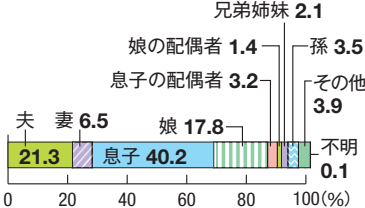
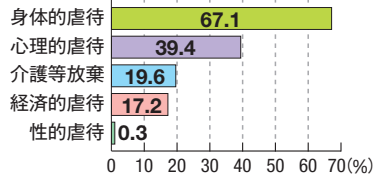
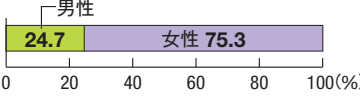
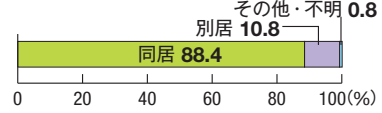
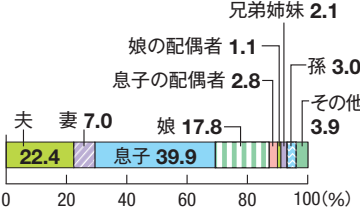
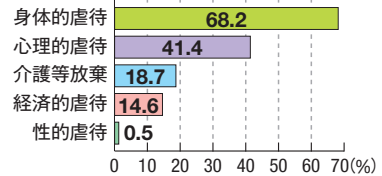
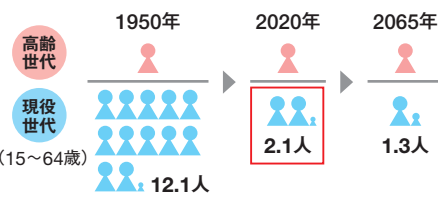
訂正箇所	原 文	
ページ	行	
78	脚注	<p>敬老の日は兵庫県発祥 敬老の日は9月第3月曜だが、2003年まで9月15日だった。1947年の同日、現在の兵庫県多可町で敬老精神を高める行事が開催され、1950年に兵庫県で「としよりの日」が制定されたのが由来。1953年に老人福祉法で記念日に、1966年に祝日になった。</p>

訂正箇所		訂 正 文
ページ	行	
		<p>敬老の日は^{ひいこ}兵庫県発祥 敬老の日は9月第3月曜だが、2002年まで9月15日だった。1947年の同日、現在の兵庫県多可町^{たか}で敬老精神を高める行事が開催され、1950年に兵庫県で「としよりの日」が制定されたのが由来。1963年に老人福祉法で記念日に、1966年に祝日になった。</p>

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
81	②	<p>② 年齢層別100m走の日本記録(2021年)</p> <p>(年齢)</p> <p>(秒)20 15 10 5 0 0 5 10 15 20(秒)</p> <p>(日本陸上競技連盟, 日本マスターズ陸上競技連合資料)</p>	<p>② 年齢層別100m走の日本記録(2022年)</p> <p>(年齢)</p> <p>(秒)20 15 10 5 0 0 5 10 15 20(秒)</p> <p>(日本陸上競技連盟, 日本マスターズ陸上競技連合資料)</p>
81	⑤	<p>⑤ 平均寿命と健康寿命の比較(2016年)</p> <p>(内閣府「高齢社会白書」2020年)</p>	<p>⑤ 平均寿命と健康寿命の比較(2016年)</p> <p>(内閣府「高齢社会白書」2021年)</p>
82	②	<p>② 収入を伴う仕事を何歳くらいまでしたいか</p> <p>調査対象：全国60歳以上の男女で現在仕事をしている者 (内閣府「高齢社会白書」2020年)</p>	<p>② 収入を伴う仕事を何歳くらいまでしたいか</p> <p>調査対象：全国60歳以上の男女で現在仕事をしている者 (内閣府「高齢社会白書」2021年)</p>

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
83	側注①	①国民年金は年額780,900円である（2021年度、老齢基礎年金満額の場合）。我が国は「国民皆年金」であり、強制加入や世代間扶養の仕組みが特徴である。基礎年金の国庫負担割合は1/2である。	①国民年金は年額777,792円である（2022年度、老齢基礎年金満額の場合）。我が国は「国民皆年金」であり、強制加入や世代間扶養の仕組みが特徴である。基礎年金の国庫負担割合は1/2である。
83	側注②	②厚生年金に加入するのは正社員だけでなく、正社員の労働時間・労働日数の約3/4以上働いていれば、非正社員も加入することになっている（臨時や季節的業務は除く）。加入手続きは事業所が行う。	②厚生年金に加入するのは正社員だけでなく、正社員の労働時間・労働日数の3/4以上働いていれば、非正社員も加入することになっている（臨時や季節的業務は除く）。加入手続きは事業所が行う。
86	Column	(読売新聞2018年8月14日朝刊より抜粋)	(文章：読売新聞2018年8月14日朝刊より抜粋)
87	②	② 認知症サポーター 認知症への正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けできる「認知症サポーター」の養成講座が、全国で開催されている。認知症サポーターは、全国で約1,295万人（2021年）で、10代はそのうち約26%を占める。	② 認知症サポーター 認知症への正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けできる「認知症サポーター」の養成講座が、全国で開催されている。認知症サポーターは、全国で約1,359万人（2022年）で、10代はそのうち約27%を占める。
90	①	① 要介護度別認定者数の推移 2000～2020年の20年間で要介護・要支援認定者数は約3.07倍となり、とくに要支援～要介護1が増加している。	① 要介護度別認定者数の推移 2000～2021年で要介護・要支援認定者数は約3.14倍となり、とくに要支援～要介護1が増加している。

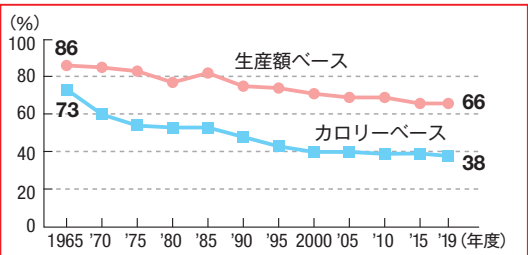
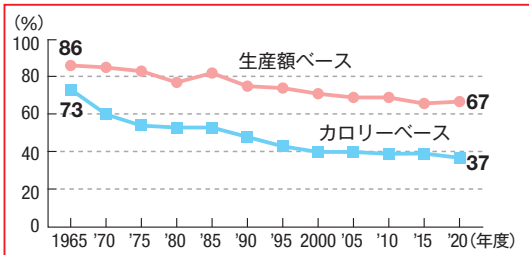
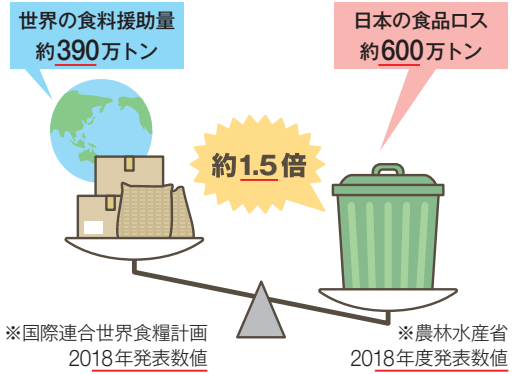
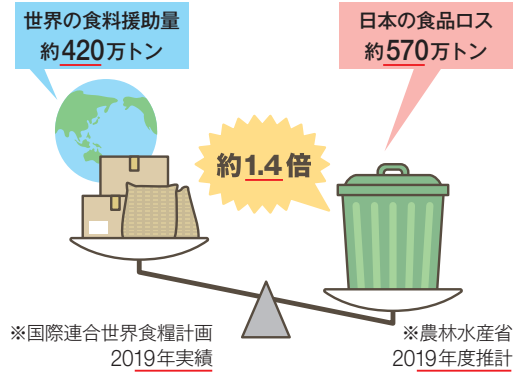


訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文
90	<p>② 虐待を受けている高齢者の状況(養護者による虐待)</p> <p>1. 虐待を受けている高齢者の性別</p>  <p>2. 虐待者との同居・別居</p>  <p>3. 虐待者の続柄</p>  <p>4. 虐待の種類(複数回答)</p>  <p>(注) 総件数17,427件に対する割合 (厚生労働省「令和元(2019)年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」)</p>	<p>② 虐待を受けている高齢者の状況(養護者による虐待)</p> <p>1. 虐待を受けている高齢者の性別</p>  <p>2. 虐待者との同居・別居</p>  <p>3. 虐待者の続柄</p>  <p>4. 虐待の種類(複数回答)</p>  <p>(注) 総件数17,778件に対する割合 (厚生労働省「令和2(2020)年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」)</p>
91	<p>側注② ② 高齢者人口割合が最も高いのは群馬県南牧村(60.5%, 総人口1,979人), 最も低いのは東京都小笠原村(12.7%, 総人口3,022人)である(総務省「平成27(2015)年国勢調査」)。</p>	<p>② 高齢者人口割合が最も高いのは群馬県南牧村(65.2%, 総人口1,611人), 最も低いのは福島県大熊町(10.3%, 総人口847人)である(総務省「令和2(2020)年国勢調査」)。</p>
96	<p>Column 1人の高齢世代を支える現役世代の比率</p>  <p>(内閣府「高齢社会白書」2020年より作成)</p>	<p>1人の高齢世代を支える現役世代の比率</p>  <p>(内閣府「高齢社会白書」2021年より作成)</p>

訂正箇所		原文	訂正文																																								
ページ	行																																										
96	②	<p>削除</p> <p>② 公的年金制度の体系 (厚生労働省「厚生労働白書」2018年より作成)</p> <p>国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての者が加入する。保険料は定額、給付は加入期間が10年以上の人のみで、給付額は加入月数に比例する。収入のない学生でも加入するが、在学中の保険料納付を猶予する学生納付特例制度がある。</p>	<p>② 年金制度の体系 (厚生労働省「厚生労働白書」2021年より作成)</p> <p>国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての者が加入する。保険料は定額、給付は加入期間が10年以上の人のみで、給付額は加入月数に比例する。収入のない学生でも加入するが、在学中の保険料納付を猶予する学生納付特例制度がある。</p>																																								
97	③	<p>③ 国民負担率*1の国際比較</p> <table border="1"> <caption>国民負担率の国際比較 (2021年度見通し)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>社会保険負担率 (%)</th> <th>租税負担率 (%)</th> <th>財政赤字対国民所得比 (%)</th> <th>潜在的な国民負担率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本 (2021年度見通し)</td> <td>18.9</td> <td>25.4</td> <td>-12.2</td> <td>25.6</td> </tr> <tr> <td>アメリカ (2018年)</td> <td>8.4</td> <td>23.4</td> <td>-8.3</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>フランス (2018年)</td> <td>-</td> <td>42.7</td> <td>-3.3</td> <td>42.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 国民負担率=租税負担率+社会保険負担率 *2 潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比 (財務省資料)</p>	国	社会保険負担率 (%)	租税負担率 (%)	財政赤字対国民所得比 (%)	潜在的な国民負担率 (%)	日本 (2021年度見通し)	18.9	25.4	-12.2	25.6	アメリカ (2018年)	8.4	23.4	-8.3	23.4	フランス (2018年)	-	42.7	-3.3	42.7	<p>③ 国民負担率*1の国際比較</p> <table border="1"> <caption>国民負担率の国際比較 (2022年度見通し)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>社会保険負担率 (%)</th> <th>租税負担率 (%)</th> <th>財政赤字対国民所得比 (%)</th> <th>潜在的な国民負担率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本 (2022年度見通し)</td> <td>18.7</td> <td>27.8</td> <td>-10.3</td> <td>23.9</td> </tr> <tr> <td>アメリカ (2019年)</td> <td>8.5</td> <td>23.9</td> <td>-8.3</td> <td>23.9</td> </tr> <tr> <td>フランス (2019年)</td> <td>-</td> <td>43.1</td> <td>-4.4</td> <td>43.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 国民負担率=租税負担率+社会保険負担率 *2 潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比 (財務省資料)</p>	国	社会保険負担率 (%)	租税負担率 (%)	財政赤字対国民所得比 (%)	潜在的な国民負担率 (%)	日本 (2022年度見通し)	18.7	27.8	-10.3	23.9	アメリカ (2019年)	8.5	23.9	-8.3	23.9	フランス (2019年)	-	43.1	-4.4	43.1
国	社会保険負担率 (%)	租税負担率 (%)	財政赤字対国民所得比 (%)	潜在的な国民負担率 (%)																																							
日本 (2021年度見通し)	18.9	25.4	-12.2	25.6																																							
アメリカ (2018年)	8.4	23.4	-8.3	23.4																																							
フランス (2018年)	-	42.7	-3.3	42.7																																							
国	社会保険負担率 (%)	租税負担率 (%)	財政赤字対国民所得比 (%)	潜在的な国民負担率 (%)																																							
日本 (2022年度見通し)	18.7	27.8	-10.3	23.9																																							
アメリカ (2019年)	8.5	23.9	-8.3	23.9																																							
フランス (2019年)	-	43.1	-4.4	43.1																																							
98	①	<p>障害者雇用促進法</p> <p>1960年制定。障がい者が一人の労働者としてその能力を発揮できるよう、一定割合(法定雇用率)以上で障がい者を雇用することを全ての事業者に義務付け、その雇用促進のための助成や障がい者のための職業訓練について定めている。2018年改正では法定雇用率が引き上げられ、精神障がい者も法定雇用率の対象となった。</p>	<p>障害者雇用促進法</p> <p>1960年制定。障がい者が一人の労働者として能力を発揮できるよう、一定割合(法定雇用率)以上で障がい者(精神障がい者を含む)を雇用することを全事業者に義務付け、雇用促進のための助成や障がい者の職業訓練について定めている。国や地方公共団体はこの法律に基づき障害者活躍推進計画を作成し、率先して雇用に努める責務がある。</p>																																								

訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文
107	<p>⑤ PFC供給熱量比率の推移と国際比較 (%)</p> <p>[日本のPFCバランスの推移]</p> <p>[国際比較]</p> <p>エネルギー比率で表している。 (農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算) 削除</p>	<p>⑤ PFC供給熱量比率の推移と国際比較 (%)</p> <p>[日本のPFCバランスの推移]</p> <p>[国際比較]</p> <p>エネルギー比率で表している。 (農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」を基に農林水産省で試算)</p>
109	<p>6-8</p> <p>調理して食べる^{ないしょく①}内食の比率が減り、調理済み食品、持ち帰り弁当などを家で食べる^{なかしょく②}中食や、飲食店で食べる^{がいしょく③}外食の利用が増加して、^{しょくがいぶか}食の外部化・簡便化が進んでいる。 ▶③④ TRY</p>	<p>調理して食べる^{ないしょく①}内食に加え、調理済み食品、持ち帰り弁当などを家で食べる^{なかしょく②}中食や、飲食店で食べる^{がいしょく③}外食も利用^{しょく}されており、^{しょくがいぶか}食の外部化・簡便化が進んでいる。 ▶③④ TRY</p>
109	<p>22</p> <p>近年は、中食費が増加し続け、外食費に中食費を加えた「外部化率」は、2019年には約43%を占める。</p>	<p>近年は、中食費が増加し続け、外食費に中食費を加えた「外部化率」は、2020年には約36%を占める。</p>
109	<p>③ 外食率と食の外部化率の推移</p> <p>(注) 外食率：食料消費支出に占める外食の割合 食の外部化率：外食率に中食の支出割合を加えたもの (公財)食の安全・安心財団資料)</p>	<p>③ 外食率と食の外部化率の推移</p> <p>(注) 外食率：食料消費支出に占める外食の割合 食の外部化率：外食率に中食の支出割合を加えたもの (公財)食の安全・安心財団資料)</p>

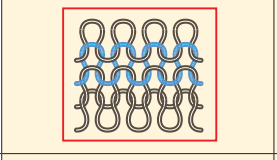
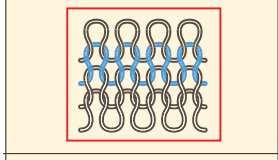
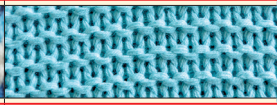
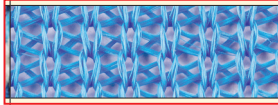
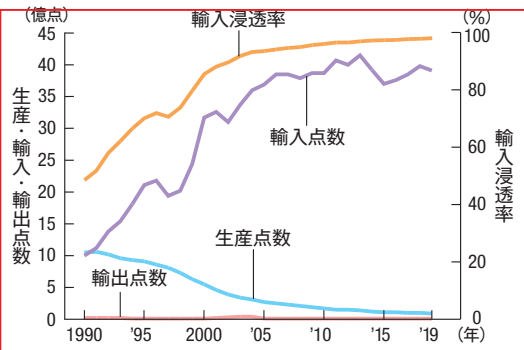
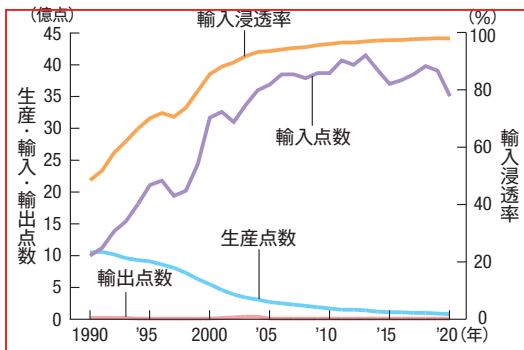
訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
114	③	・リノール酸(18) (<small>めんじつあぶ</small> 綿実油, <small>だいでうあぶ</small> だいでう油, <small>ぐらーぷしーどあぶ</small> グレーブシード油, <small>めぬかあぶ</small> 米ぬか油など)	・リノール酸(18) (<small>めんじつあぶ</small> 綿実油, <small>だいでうあぶ</small> だいでう油, <small>ぐらーぷしーどあぶ</small> グレーブシード油, <small>とうもろこしあぶ</small> とうもろこし油など)
123	④	 JHFA マーク	 JHFA マーク
124	14-15	菌性食中毒が発生しやすく (2020年 ^{削除} 度: 全食中毒発生件数887件中273件), 家庭での発生件数も多い (2020年 ^{削除} 度: 887件中166)	菌性食中毒が発生しやすく (2021年: 全食中毒発生件数717件中230件), 家庭での発生件数も多い (2021年: 717件中106件)。
125	⑤	<p>⑤ 遺伝子組み換え食品に関する表示</p> <p>遺伝子組み換え表示の対象となる農産物は、日本では、<small>じゃがいも</small>じゃがいも、<small>だいでう</small>だいでう、<small>とうもろこし</small>とうもろこし、<small>てんさい</small>てんさい、<small>めんじつ</small>綿実、<small>なたね</small>なたねなど。加工食品の場合、原材料に占める重量の割合が上位3品目に入っており、かつ5%以上の場合に表示義務がある。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p><small>入り(大)</small> <small>ワム、</small> <small>左下</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「卵、乳、小麦、大豆、鶏肉、豚肉、りんご」の成分を含んだ原材料を使用しています。 ●同じ生産工程で「えび、かに、落花生、いか、オレンジ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、バナナ、もも、ゼラチン」を含んだ食品を扱っています。 ●ウインナーソーセージ(大豆):遺伝子組換え不分別。 (遺伝子組換え大豆が含まれる可能性があります。) ●ウインナーソーセージ(はれいしよ、とうもろこし):マスタード入り半固体状ドレッシング(はれいしよ)、加工油脂(大豆)遺伝子組換えではありません。 </div>	<p>⑤ 遺伝子組み換え食品に関する表示</p> <p>遺伝子組み換え表示の対象となる農産物は、日本では、<small>じゃがいも</small>じゃがいも、<small>だいでう</small>だいでう、<small>とうもろこし</small>とうもろこし、<small>てんさい</small>てんさい、<small>めんじつ</small>綿実、<small>なたね</small>なたねなど。加工食品の場合、原材料に占める重量の割合が上位3品目に入っており、かつ5%以上の場合に表示義務がある。従来は5%以下の混入なら任意で「遺伝子組み換えでない」旨を表示することが可能だったが、食品表示基準改正により2023年4月からは、混入がない場合にしか表示が認められなくなった。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●「卵、乳、小麦、大豆、鶏肉、豚肉、りんご」の成分を含んだ原材料を使用しています。 ●同じ生産工程で「えび、かに、落花生、いか、オレンジ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、バナナ、もも、ゼラチン」を含んだ食品を扱っています。 ●ウインナーソーセージ(大豆):遺伝子組換え不分別。 (遺伝子組換え大豆が含まれる可能性があります。) ●ウインナーソーセージ(はれいしよ、とうもろこし):マスタード入り半固体状ドレッシング(はれいしよ)、加工油脂(大豆)遺伝子組換えではありません。 </div>
129	⑤	 果物(200)	 果物(200)
154	6-7	日本の ^① <small>しょくりょうじきゅうりつ</small> 食料自給率は、1965年度の73%から2019年度には38%まで減少し、先進諸国の中で最も低い。食料自給率低下の ^②	日本の ^① <small>しょくりょうじきゅうりつ</small> 食料自給率は、1965年度の73%から2020年度には37%まで減少している。食料自給率低下の要因は、経済成長に ^②

訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文
154	<p>① 日本の食料自給率</p>  <p>(農林水産省「食料需給表」)</p>	<p>① 日本の食料自給率</p>  <p>(農林水産省「食料需給表」)</p>
156	<p>4-8</p> <p>日本は、食料自給率がきわめて低いにもかかわらず、年間約2,531万トン（2018年推計）の「食品由来の廃棄物等」がある。それらの中で、食べられるのに廃棄されている食品を食品ロス<small>しよくひん</small>という。日本の食品ロスは、食品関連事業者のほうが一般家庭よりやや多く、年間約600万トンと推定され、世界全体の食料援助量の約1.5倍にあたる。現在、食品ロスを削減するために、食品業</p> <p>① 食品ロス</p> 	<p>日本は、食料自給率がきわめて低いにもかかわらず、年間約2,510万トン（2019年度推計）の「食品由来の廃棄物等」がある。それらの中で、食べられるのに廃棄されている食品を食品ロス<small>しよくひん</small>という。日本の食品ロスは、食品関連事業者のほうが一般家庭よりやや多く、年間約570万トンと推定され、世界全体の食料援助量の約1.4倍にあたる。現在、食品ロスを削減するために、食品業</p> <p>① 食品ロス</p> 

訂正箇所		原 文	訂 正 文																																
ページ	行																																		
157	側注①	<p>①食育基本法における「食育」の範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 心身の健康の<u>推進</u>と豊かな人間形成 食に関する感謝の念と理解 伝統的な食文化，環境と調和した生産等への<u>配慮</u> 農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 食品の安全性の確保 	<p>①食育基本法における「食育」の範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 心身の健康の<u>増進</u>と豊かな人間形成 食に関する感謝の念と理解 伝統的な食文化，環境と調和した生産等への<u>配慮</u> 農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 食品の安全性の確保 																																
167	③	<p style="text-align: center;">組成表示 (家庭用品品質表示法)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>● <u>混用率表示</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>羊毛</td><td>50%</td></tr> <tr><td>アクリル</td><td>30%</td></tr> <tr><td>ナイロン</td><td>20%</td></tr> </table> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>● <u>分離表示</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>表地 羊毛</td><td>80%</td></tr> <tr><td> ナイロン</td><td>20%</td></tr> <tr><td>裏地 キュブラ</td><td>100%</td></tr> </table> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>● <u>指定用語がない場合</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>指定外繊維 (繊維の名称または 商標)</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <p>(注) 混用率で多い順に表示する。</p>	<p>● <u>混用率表示</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>羊毛</td><td>50%</td></tr> <tr><td>アクリル</td><td>30%</td></tr> <tr><td>ナイロン</td><td>20%</td></tr> </table>	羊毛	50%	アクリル	30%	ナイロン	20%	<p>● <u>分離表示</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>表地 羊毛</td><td>80%</td></tr> <tr><td> ナイロン</td><td>20%</td></tr> <tr><td>裏地 キュブラ</td><td>100%</td></tr> </table>	表地 羊毛	80%	ナイロン	20%	裏地 キュブラ	100%	<p>● <u>指定用語がない場合</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>指定外繊維 (繊維の名称または 商標)</td></tr> </table>	指定外繊維 (繊維の名称または 商標)	<p style="text-align: center;">組成表示 (家庭用品品質表示法)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>● <u>全体表示</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>羊毛</td><td>50%</td></tr> <tr><td>アクリル</td><td>30%</td></tr> <tr><td>ナイロン</td><td>20%</td></tr> </table> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>● <u>分離表示</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>表地 羊毛</td><td>80%</td></tr> <tr><td> ナイロン</td><td>20%</td></tr> <tr><td>裏地 キュブラ</td><td>100%</td></tr> </table> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>● <u>指定用語がない場合</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>植物繊維 (繊維の名称または 商標)</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <p>(注) 混用率で多い順に表示する。</p>	<p>● <u>全体表示</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>羊毛</td><td>50%</td></tr> <tr><td>アクリル</td><td>30%</td></tr> <tr><td>ナイロン</td><td>20%</td></tr> </table>	羊毛	50%	アクリル	30%	ナイロン	20%	<p>● <u>分離表示</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>表地 羊毛</td><td>80%</td></tr> <tr><td> ナイロン</td><td>20%</td></tr> <tr><td>裏地 キュブラ</td><td>100%</td></tr> </table>	表地 羊毛	80%	ナイロン	20%	裏地 キュブラ	100%	<p>● <u>指定用語がない場合</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>植物繊維 (繊維の名称または 商標)</td></tr> </table>	植物繊維 (繊維の名称または 商標)
<p>● <u>混用率表示</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>羊毛</td><td>50%</td></tr> <tr><td>アクリル</td><td>30%</td></tr> <tr><td>ナイロン</td><td>20%</td></tr> </table>	羊毛	50%	アクリル	30%	ナイロン	20%	<p>● <u>分離表示</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>表地 羊毛</td><td>80%</td></tr> <tr><td> ナイロン</td><td>20%</td></tr> <tr><td>裏地 キュブラ</td><td>100%</td></tr> </table>	表地 羊毛	80%	ナイロン	20%	裏地 キュブラ	100%	<p>● <u>指定用語がない場合</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>指定外繊維 (繊維の名称または 商標)</td></tr> </table>	指定外繊維 (繊維の名称または 商標)																				
羊毛	50%																																		
アクリル	30%																																		
ナイロン	20%																																		
表地 羊毛	80%																																		
ナイロン	20%																																		
裏地 キュブラ	100%																																		
指定外繊維 (繊維の名称または 商標)																																			
<p>● <u>全体表示</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>羊毛</td><td>50%</td></tr> <tr><td>アクリル</td><td>30%</td></tr> <tr><td>ナイロン</td><td>20%</td></tr> </table>	羊毛	50%	アクリル	30%	ナイロン	20%	<p>● <u>分離表示</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>表地 羊毛</td><td>80%</td></tr> <tr><td> ナイロン</td><td>20%</td></tr> <tr><td>裏地 キュブラ</td><td>100%</td></tr> </table>	表地 羊毛	80%	ナイロン	20%	裏地 キュブラ	100%	<p>● <u>指定用語がない場合</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>植物繊維 (繊維の名称または 商標)</td></tr> </table>	植物繊維 (繊維の名称または 商標)																				
羊毛	50%																																		
アクリル	30%																																		
ナイロン	20%																																		
表地 羊毛	80%																																		
ナイロン	20%																																		
裏地 キュブラ	100%																																		
植物繊維 (繊維の名称または 商標)																																			

訂正箇所		原文
ページ	行	
168	脚注	<p>人類初の化学繊維 ナイロンは絹のような光沢を持ち、絹より強い繊維として1953年に「鋼鉄よりも強く、クモの糸より細い」というキャッチフレーズで開発された合成繊維である。美しい光沢と強さと伸びを併せ持ち、ストッキングの素材として利用された。</p> <p>削除</p>

訂正箇所		訂 正 文
ページ	行	
		<p>人類初の化学繊維 ナイロンは絹のような光沢を持ち、絹より強い合成繊維として、1935年に「鋼鉄よりも強く、クモの糸より細い」というキャッチフレーズで開発された。美しい光沢と強さと伸びを併せ持ち、ストッキングの素材として利用された。</p>

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
170	①		
170	①		
196	6	内に出回る衣類点数は、海外製品が <u>98%</u> を超えており、日本国 ^①	内に出回る衣類点数は、海外製品が <u>97%</u> を超えており、日本国 ^①
196	12-13	輸入先としては中国が圧倒的に多く、ベトナム、 <u>バングラデシュ</u> 、 <u>カンボジア</u> などのアジア諸国が続き、衣類の種類別輸入先 ^②	輸入先としては中国が圧倒的に多く、ベトナム、 <u>カンボジア</u> 、 <u>バングラデシュ</u> などのアジア諸国が続き、衣類の種類別輸入先と ^②
196	①	<p>① 日本の衣類の輸入浸透率* (数量ベース)</p>  <p>*国内に出回る衣類のうち、輸入品が占める割合をいう。 国内供給点数=生産点数+輸入点数-輸出点数 輸入浸透率(%)=輸入点数÷国内供給点数×100 (日本化学繊維協会「繊維ハンドブック2021」)</p>	<p>① 日本の衣類の輸入浸透率* (数量ベース)</p>  <p>*国内に出回る衣類のうち、輸入品が占める割合をいう。 国内供給点数=生産点数+輸入点数-輸出点数 輸入浸透率(%)=輸入点数÷国内供給点数×100 (日本化学繊維協会「繊維ハンドブック2022」)</p>

訂正箇所		原文	訂正文																																				
ページ	行																																						
196	②	<p>② 衣料品の輸入国別割合 (金額ベース)</p> <table border="1"> <caption>2019年 衣料品の輸入国別割合 (金額ベース)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国</td> <td>57.0</td> </tr> <tr> <td>ベトナム</td> <td>15.4</td> </tr> <tr> <td>カンボジア</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>ミャンマー</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>インドネシア</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>タイ</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>総輸入額 3兆1,080億円 2019年 (%) (日本化学繊維協会「繊維ハンドブック2021」)</p>	国	割合 (%)	中国	57.0	ベトナム	15.4	カンボジア	4.0	ミャンマー	3.6	インドネシア	3.6	イタリア	3.1	タイ	1.8	その他	7.4	<p>② 衣料品の輸入国別割合 (金額ベース)</p> <table border="1"> <caption>2020年 衣料品の輸入国別割合 (金額ベース)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国</td> <td>55.8</td> </tr> <tr> <td>ベトナム</td> <td>16.4</td> </tr> <tr> <td>カンボジア</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>ミャンマー</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>インドネシア</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>タイ</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>総輸入額 2兆6,081億円 2020年 (%) (日本化学繊維協会「繊維ハンドブック2022」)</p>	国	割合 (%)	中国	55.8	ベトナム	16.4	カンボジア	4.3	ミャンマー	3.9	インドネシア	3.5	イタリア	3.0	タイ	1.7	その他	7.1
国	割合 (%)																																						
中国	57.0																																						
ベトナム	15.4																																						
カンボジア	4.0																																						
ミャンマー	3.6																																						
インドネシア	3.6																																						
イタリア	3.1																																						
タイ	1.8																																						
その他	7.4																																						
国	割合 (%)																																						
中国	55.8																																						
ベトナム	16.4																																						
カンボジア	4.3																																						
ミャンマー	3.9																																						
インドネシア	3.5																																						
イタリア	3.0																																						
タイ	1.7																																						
その他	7.1																																						
196	③	<p>③ 日本の主要繊維生産量の推移</p> <p>(万t)</p> <p>合成繊維 綿糸 毛糸 生糸</p> <p>'65 '75 '85 '95 2005 '10 '15 '19 (年)</p> <p>(日本化学繊維協会「繊維ハンドブック」)</p>	<p>③ 日本の主要繊維生産量の推移</p> <p>(万t)</p> <p>合成繊維 綿糸 毛糸 生糸</p> <p>'65 '75 '85 '95 2005 '10 '15 '20 (年)</p> <p>(日本化学繊維協会「繊維ハンドブック」)</p>																																				

訂正箇所		原文
ページ	行	
206	脚注	<p>マイホームの価格 住宅取得費は、新築・中古、戸建住宅・集合住宅、都市部・地方などの条件や買う時期で異なる。例えばマンションの購入価格は、全国平均<u>4,521万円</u>、東京都<u>5,464万円</u>、<u>佐賀県2,180万円</u>である（2019年度フラット35利用者、住宅金融支援機構調べ）。</p>

訂正箇所		訂 正 文
ページ	行	
		<p>マイホームの価格 住宅取得費は、新築・中古、戸建住宅・集合住宅、都市部・地方などの条件や買う時期で異なる。例えばマンションの購入価格は、全国平均<u>4,545万円</u>、東京都<u>5,392万円</u>、<u>宮崎県</u>2,780万円である（2020年度フラット35利用者、住宅金融支援機構調べ）。</p>

訂正箇所		原文	訂正文																																																																																
ページ	行																																																																																		
211	⑥	<p>⑥ 家庭内における不慮の事故死者数割合(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢(歳)</th> <th>0~4</th> <th>5~14</th> <th>15~64</th> <th>65~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒息</td> <td>79.4</td> <td>18.2</td> <td>21.3</td> <td>22.9</td> </tr> <tr> <td>溺死・溺水</td> <td>14.4</td> <td>36.4</td> <td>20.1</td> <td>44.3</td> </tr> <tr> <td>転倒・転落・墜落</td> <td>3.1</td> <td>39.3</td> <td>17.3</td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>煙・火・火災</td> <td>0</td> <td>6.1</td> <td>12.1</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>中毒</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>13.4</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3.1</td> <td>0</td> <td>15.8</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>総数(人)</td> <td>97</td> <td>33</td> <td>1,673</td> <td>11,987</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「令和元(2019)年人口動態統計」)</p>	年齢(歳)	0~4	5~14	15~64	65~	窒息	79.4	18.2	21.3	22.9	溺死・溺水	14.4	36.4	20.1	44.3	転倒・転落・墜落	3.1	39.3	17.3	17.4	煙・火・火災	0	6.1	12.1	5.0	中毒	0	0	13.4	0.8	その他	3.1	0	15.8	9.6	総数(人)	97	33	1,673	11,987	<p>⑥ 家庭内における不慮の事故死者数割合(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢(歳)</th> <th>0~4</th> <th>5~14</th> <th>15~64</th> <th>65~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒息</td> <td>71.2</td> <td>9.4</td> <td>21.9</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>溺死・溺水</td> <td>13.7</td> <td>37.4</td> <td>21.2</td> <td>42.5</td> </tr> <tr> <td>転倒・転落・墜落</td> <td>6.8</td> <td>18.8</td> <td>18.2</td> <td>17.6</td> </tr> <tr> <td>煙・火・火災</td> <td>4.1</td> <td>31.3</td> <td>10.3</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>中毒</td> <td>0</td> <td>3.1</td> <td>12.0</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4.2</td> <td>0</td> <td>16.4</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>総数(人)</td> <td>73</td> <td>32</td> <td>1,630</td> <td>11,966</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「令和2(2020)年人口動態統計」)</p>	年齢(歳)	0~4	5~14	15~64	65~	窒息	71.2	9.4	21.9	23.5	溺死・溺水	13.7	37.4	21.2	42.5	転倒・転落・墜落	6.8	18.8	18.2	17.6	煙・火・火災	4.1	31.3	10.3	4.5	中毒	0	3.1	12.0	0.7	その他	4.2	0	16.4	11.2	総数(人)	73	32	1,630	11,966
年齢(歳)	0~4	5~14	15~64	65~																																																																															
窒息	79.4	18.2	21.3	22.9																																																																															
溺死・溺水	14.4	36.4	20.1	44.3																																																																															
転倒・転落・墜落	3.1	39.3	17.3	17.4																																																																															
煙・火・火災	0	6.1	12.1	5.0																																																																															
中毒	0	0	13.4	0.8																																																																															
その他	3.1	0	15.8	9.6																																																																															
総数(人)	97	33	1,673	11,987																																																																															
年齢(歳)	0~4	5~14	15~64	65~																																																																															
窒息	71.2	9.4	21.9	23.5																																																																															
溺死・溺水	13.7	37.4	21.2	42.5																																																																															
転倒・転落・墜落	6.8	18.8	18.2	17.6																																																																															
煙・火・火災	4.1	31.3	10.3	4.5																																																																															
中毒	0	3.1	12.0	0.7																																																																															
その他	4.2	0	16.4	11.2																																																																															
総数(人)	73	32	1,630	11,966																																																																															
220	22	<p>ほんほう 本法が施行され、これに基づきおおむね10年ごとに見直すとき ▶ p.222</p>	<p>ほんほう 本法が施行され、これに基づきおおむね5年ごとに見直すとき ▶ p.222</p>																																																																																
220	①	<p>① 一人あたり住宅床面積の国際比較 (壁芯換算値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国/地域</th> <th>床面積 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アメリカ(17)</td> <td>61.2</td> </tr> <tr> <td>ドイツ(10)</td> <td>46.1</td> </tr> <tr> <td>フランス(13)</td> <td>44.3</td> </tr> <tr> <td>イギリス(17)</td> <td>37.6</td> </tr> <tr> <td>日本(18)</td> <td>40.2</td> </tr> <tr> <td>関東大都市圏(18)</td> <td>35.3</td> </tr> <tr> <td>関東大都市圏(借家)(18)</td> <td>25.4</td> </tr> </tbody> </table>	国/地域	床面積 (m ²)	アメリカ(17)	61.2	ドイツ(10)	46.1	フランス(13)	44.3	イギリス(17)	37.6	日本(18)	40.2	関東大都市圏(18)	35.3	関東大都市圏(借家)(18)	25.4	<p>① 一人あたり住宅床面積の国際比較 (壁芯換算値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国/地域</th> <th>床面積 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アメリカ(19)</td> <td>61.1</td> </tr> <tr> <td>ドイツ(20)</td> <td>50.4</td> </tr> <tr> <td>フランス(13)</td> <td>44.3</td> </tr> <tr> <td>イギリス(19)</td> <td>40.0</td> </tr> <tr> <td>日本(18)</td> <td>40.2</td> </tr> <tr> <td>関東大都市圏(18)</td> <td>35.3</td> </tr> <tr> <td>関東大都市圏(借家)(18)</td> <td>25.4</td> </tr> </tbody> </table>	国/地域	床面積 (m ²)	アメリカ(19)	61.1	ドイツ(20)	50.4	フランス(13)	44.3	イギリス(19)	40.0	日本(18)	40.2	関東大都市圏(18)	35.3	関東大都市圏(借家)(18)	25.4																																																
国/地域	床面積 (m ²)																																																																																		
アメリカ(17)	61.2																																																																																		
ドイツ(10)	46.1																																																																																		
フランス(13)	44.3																																																																																		
イギリス(17)	37.6																																																																																		
日本(18)	40.2																																																																																		
関東大都市圏(18)	35.3																																																																																		
関東大都市圏(借家)(18)	25.4																																																																																		
国/地域	床面積 (m ²)																																																																																		
アメリカ(19)	61.1																																																																																		
ドイツ(20)	50.4																																																																																		
フランス(13)	44.3																																																																																		
イギリス(19)	40.0																																																																																		
日本(18)	40.2																																																																																		
関東大都市圏(18)	35.3																																																																																		
関東大都市圏(借家)(18)	25.4																																																																																		

訂正箇所		原文	訂正文																																																																																																																																							
ページ	行																																																																																																																																									
220	②	<p>② 人口千人あたりの新設住宅着工戸数</p> <p>(戸/千人)</p> <table border="1"> <caption>人口千人あたりの新設住宅着工戸数 (1996-2018)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>1996</th> <th>1998</th> <th>2000</th> <th>2002</th> <th>2004</th> <th>2006</th> <th>2008</th> <th>2010</th> <th>2012</th> <th>2014</th> <th>2016</th> <th>2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>13.0</td> <td>9.5</td> <td>9.8</td> <td>9.0</td> <td>9.2</td> <td>10.0</td> <td>8.5</td> <td>6.5</td> <td>6.8</td> <td>7.0</td> <td>7.2</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>5.5</td> <td>5.8</td> <td>5.5</td> <td>5.8</td> <td>6.5</td> <td>8.0</td> <td>6.5</td> <td>6.0</td> <td>6.5</td> <td>6.5</td> <td>6.5</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>3.0</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> <td>3.5</td> <td>3.8</td> <td>2.5</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>3.0</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> <td>3.5</td> <td>3.8</td> <td>2.5</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>2.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(①②)：国土交通省「令和2(2020)年度住宅経済関連データ」</p>	国	1996	1998	2000	2002	2004	2006	2008	2010	2012	2014	2016	2018	日本	13.0	9.5	9.8	9.0	9.2	10.0	8.5	6.5	6.8	7.0	7.2	7.5	アメリカ	5.5	5.8	5.5	5.8	6.5	8.0	6.5	6.0	6.5	6.5	6.5	6.4	フランス	3.0	3.2	3.2	3.2	3.5	3.8	2.5	2.0	2.5	3.0	3.5	3.8	イギリス	3.0	3.2	3.2	3.2	3.5	3.8	2.5	2.0	2.5	2.5	2.5	2.9	<p>② 人口千人あたりの新設住宅着工戸数</p> <p>(戸/千人)</p> <table border="1"> <caption>人口千人あたりの新設住宅着工戸数 (1996-2019)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>1996</th> <th>1998</th> <th>2000</th> <th>2002</th> <th>2004</th> <th>2006</th> <th>2008</th> <th>2010</th> <th>2012</th> <th>2014</th> <th>2016</th> <th>2018</th> <th>2019</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>13.0</td> <td>9.5</td> <td>9.8</td> <td>9.0</td> <td>9.2</td> <td>10.0</td> <td>8.5</td> <td>6.5</td> <td>6.8</td> <td>7.0</td> <td>7.2</td> <td>7.2</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>5.5</td> <td>5.8</td> <td>5.5</td> <td>5.8</td> <td>6.5</td> <td>8.0</td> <td>6.5</td> <td>6.0</td> <td>6.5</td> <td>6.5</td> <td>6.5</td> <td>6.5</td> <td>6.2</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>3.0</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> <td>3.5</td> <td>3.8</td> <td>2.5</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>3.0</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> <td>3.5</td> <td>3.8</td> <td>2.5</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>3.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(①②)：国土交通省「住宅経済関連データ」</p>	国	1996	1998	2000	2002	2004	2006	2008	2010	2012	2014	2016	2018	2019	日本	13.0	9.5	9.8	9.0	9.2	10.0	8.5	6.5	6.8	7.0	7.2	7.2	7.2	アメリカ	5.5	5.8	5.5	5.8	6.5	8.0	6.5	6.0	6.5	6.5	6.5	6.5	6.2	フランス	3.0	3.2	3.2	3.2	3.5	3.8	2.5	2.0	2.5	3.0	3.5	3.5	3.9	イギリス	3.0	3.2	3.2	3.2	3.5	3.8	2.5	2.0	2.5	2.5	2.5	2.5	3.0
国	1996	1998	2000	2002	2004	2006	2008	2010	2012	2014	2016	2018																																																																																																																														
日本	13.0	9.5	9.8	9.0	9.2	10.0	8.5	6.5	6.8	7.0	7.2	7.5																																																																																																																														
アメリカ	5.5	5.8	5.5	5.8	6.5	8.0	6.5	6.0	6.5	6.5	6.5	6.4																																																																																																																														
フランス	3.0	3.2	3.2	3.2	3.5	3.8	2.5	2.0	2.5	3.0	3.5	3.8																																																																																																																														
イギリス	3.0	3.2	3.2	3.2	3.5	3.8	2.5	2.0	2.5	2.5	2.5	2.9																																																																																																																														
国	1996	1998	2000	2002	2004	2006	2008	2010	2012	2014	2016	2018	2019																																																																																																																													
日本	13.0	9.5	9.8	9.0	9.2	10.0	8.5	6.5	6.8	7.0	7.2	7.2	7.2																																																																																																																													
アメリカ	5.5	5.8	5.5	5.8	6.5	8.0	6.5	6.0	6.5	6.5	6.5	6.5	6.2																																																																																																																													
フランス	3.0	3.2	3.2	3.2	3.5	3.8	2.5	2.0	2.5	3.0	3.5	3.5	3.9																																																																																																																													
イギリス	3.0	3.2	3.2	3.2	3.5	3.8	2.5	2.0	2.5	2.5	2.5	2.5	3.0																																																																																																																													
220	④	<p>④ 住生活基本計画(全国計画)(2016年度～2025年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 住宅すぐろくを超える新たな住宅循環システムの構築 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新 急増する空き家の活用・除去の推進 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長 住宅地の魅力の維持・向上 <p>(国土交通省「国土交通白書2018」)</p>	<p>④ 住生活基本計画(全国計画)(2021年度～2030年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保 子どもを産み育てやすい住まいの実現 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展 <p>(国土交通省「国土交通白書2021」)</p>																																																																																																																																							

訂正箇所		原文	訂正文																																												
ページ	行																																														
221	⑥	<p>⑥ 産業廃棄物の業種別排出量 (%)</p> <table border="1"> <caption>平成29年度計 383,544 千トン/年</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>排出量 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>電気・ガス・熱供給・水道業</td><td>26.6</td></tr> <tr><td>建設業</td><td>20.5</td></tr> <tr><td>農業・林業</td><td>20.4</td></tr> <tr><td>パルプ・紙・紙加工品製造業</td><td>8.8</td></tr> <tr><td>鉄鋼業</td><td>7.1</td></tr> <tr><td>化学工業</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>窯業・土石製品製造業</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>食料品製造業</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>鉱業</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>その他の業種</td><td>6.9</td></tr> </tbody> </table> <p>(環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成29(2017)年度実績)について」)</p>	業種	排出量 (%)	電気・ガス・熱供給・水道業	26.6	建設業	20.5	農業・林業	20.4	パルプ・紙・紙加工品製造業	8.8	鉄鋼業	7.1	化学工業	2.6	窯業・土石製品製造業	2.5	食料品製造業	2.3	鉱業	2.3	その他の業種	6.9	<p>⑥ 産業廃棄物の業種別排出量 (%)</p> <table border="1"> <caption>令和元年度計 385,955 千トン/年</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>排出量 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>電気・ガス・熱供給・水道業</td><td>26.2</td></tr> <tr><td>建設業</td><td>20.7</td></tr> <tr><td>農業・林業</td><td>21.1</td></tr> <tr><td>パルプ・紙・紙加工品製造業</td><td>8.7</td></tr> <tr><td>鉄鋼業</td><td>6.7</td></tr> <tr><td>化学工業</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>窯業・土石製品製造業</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>食料品製造業</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>鉱業</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>その他の業種</td><td>7.0</td></tr> </tbody> </table> <p>(環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等(令和元(2019)年度実績)について」)</p>	業種	排出量 (%)	電気・ガス・熱供給・水道業	26.2	建設業	20.7	農業・林業	21.1	パルプ・紙・紙加工品製造業	8.7	鉄鋼業	6.7	化学工業	2.6	窯業・土石製品製造業	2.6	食料品製造業	2.4	鉱業	2.0	その他の業種	7.0
業種	排出量 (%)																																														
電気・ガス・熱供給・水道業	26.6																																														
建設業	20.5																																														
農業・林業	20.4																																														
パルプ・紙・紙加工品製造業	8.8																																														
鉄鋼業	7.1																																														
化学工業	2.6																																														
窯業・土石製品製造業	2.5																																														
食料品製造業	2.3																																														
鉱業	2.3																																														
その他の業種	6.9																																														
業種	排出量 (%)																																														
電気・ガス・熱供給・水道業	26.2																																														
建設業	20.7																																														
農業・林業	21.1																																														
パルプ・紙・紙加工品製造業	8.7																																														
鉄鋼業	6.7																																														
化学工業	2.6																																														
窯業・土石製品製造業	2.6																																														
食料品製造業	2.4																																														
鉱業	2.0																																														
その他の業種	7.0																																														
223	③	<p>③ 発電電力量に占める再生可能エネルギーの比較 (発電電力量に占める割合)</p> <table border="1"> <caption>再生可能エネルギーの比較 (発電電力量に占める割合)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>再エネ (水力除く) (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>フランス</td><td>~10</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>~25</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>~15</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>~70</td></tr> <tr><td>中国</td><td>~10</td></tr> <tr><td>日本</td><td>~15</td></tr> </tbody> </table> <p>(資源エネルギー庁「日本のエネルギー2020」)</p>	国	再エネ (水力除く) (%)	フランス	~10	イタリア	~25	アメリカ	~15	カナダ	~70	中国	~10	日本	~15	<p>③ 発電電力量に占める再生可能エネルギーの比較 (発電電力量に占める割合)</p> <table border="1"> <caption>再生可能エネルギーの比較 (発電電力量に占める割合)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>再エネ (水力除く) (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>フランス</td><td>~10</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>~25</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>~15</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>~70</td></tr> <tr><td>中国</td><td>~10</td></tr> <tr><td>日本</td><td>~15</td></tr> </tbody> </table> <p>(資源エネルギー庁「日本のエネルギー2021」)</p>	国	再エネ (水力除く) (%)	フランス	~10	イタリア	~25	アメリカ	~15	カナダ	~70	中国	~10	日本	~15																
国	再エネ (水力除く) (%)																																														
フランス	~10																																														
イタリア	~25																																														
アメリカ	~15																																														
カナダ	~70																																														
中国	~10																																														
日本	~15																																														
国	再エネ (水力除く) (%)																																														
フランス	~10																																														
イタリア	~25																																														
アメリカ	~15																																														
カナダ	~70																																														
中国	~10																																														
日本	~15																																														

訂正箇所		原文	訂正文																																																																											
ページ	行																																																																													
232	①	<p>① 商品やサービスを選ぶときに意識すること</p> <table border="1"> <caption>商品やサービスを選ぶときに意識すること</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>全体 (%)</th> <th>10代後半 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>価格</td><td>90</td><td>90</td></tr> <tr><td>機能</td><td>85</td><td>85</td></tr> <tr><td>安全性</td><td>80</td><td>75</td></tr> <tr><td>評判</td><td>65</td><td>65</td></tr> <tr><td>接客態度</td><td>55</td><td>35</td></tr> <tr><td>苦情や要望に対する対応</td><td>45</td><td>25</td></tr> <tr><td>広告</td><td>35</td><td>30</td></tr> <tr><td>ブランドイメージ</td><td>40</td><td>40</td></tr> <tr><td>特典(ポイントカード、景品等)</td><td>40</td><td>40</td></tr> <tr><td>商品やサービスが環境に及ぼす影響</td><td>35</td><td>35</td></tr> <tr><td>経営方針や理念、社会貢献活動</td><td>20</td><td>15</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)「常に意識する」「よく意識する」の合計。 (消費者庁「消費者白書」2018年)</p>	項目	全体 (%)	10代後半 (%)	価格	90	90	機能	85	85	安全性	80	75	評判	65	65	接客態度	55	35	苦情や要望に対する対応	45	25	広告	35	30	ブランドイメージ	40	40	特典(ポイントカード、景品等)	40	40	商品やサービスが環境に及ぼす影響	35	35	経営方針や理念、社会貢献活動	20	15	<p>① 商品やサービスを購入する際に重視すること</p> <table border="1"> <caption>商品やサービスを購入する際に重視すること</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>全体 (%)</th> <th>10代後半 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>品質・性能のよさ</td><td>90</td><td>90</td></tr> <tr><td>価格の安さ</td><td>85</td><td>85</td></tr> <tr><td>見た目・デザイン</td><td>75</td><td>80</td></tr> <tr><td>コストパフォーマンス(費用対効果)</td><td>75</td><td>75</td></tr> <tr><td>口コミや評価</td><td>60</td><td>70</td></tr> <tr><td>使い慣れた商品・サービスであること</td><td>65</td><td>65</td></tr> <tr><td>新品であること(中古品でない)</td><td>60</td><td>60</td></tr> <tr><td>アフターサービスや補償の充実</td><td>65</td><td>40</td></tr> <tr><td>有名ブランド・メーカーであること</td><td>35</td><td>35</td></tr> <tr><td>流行や話題性</td><td>25</td><td>40</td></tr> <tr><td>環境問題・社会課題の解決への貢献</td><td>35</td><td>25</td></tr> <tr><td>周りの人と違う／個人的であること</td><td>20</td><td>20</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)「とても重視している」「ある程度重視している」の合計。 (消費者庁「消費者意識基本調査」2021年)</p>	項目	全体 (%)	10代後半 (%)	品質・性能のよさ	90	90	価格の安さ	85	85	見た目・デザイン	75	80	コストパフォーマンス(費用対効果)	75	75	口コミや評価	60	70	使い慣れた商品・サービスであること	65	65	新品であること(中古品でない)	60	60	アフターサービスや補償の充実	65	40	有名ブランド・メーカーであること	35	35	流行や話題性	25	40	環境問題・社会課題の解決への貢献	35	25	周りの人と違う／個人的であること	20	20
項目	全体 (%)	10代後半 (%)																																																																												
価格	90	90																																																																												
機能	85	85																																																																												
安全性	80	75																																																																												
評判	65	65																																																																												
接客態度	55	35																																																																												
苦情や要望に対する対応	45	25																																																																												
広告	35	30																																																																												
ブランドイメージ	40	40																																																																												
特典(ポイントカード、景品等)	40	40																																																																												
商品やサービスが環境に及ぼす影響	35	35																																																																												
経営方針や理念、社会貢献活動	20	15																																																																												
項目	全体 (%)	10代後半 (%)																																																																												
品質・性能のよさ	90	90																																																																												
価格の安さ	85	85																																																																												
見た目・デザイン	75	80																																																																												
コストパフォーマンス(費用対効果)	75	75																																																																												
口コミや評価	60	70																																																																												
使い慣れた商品・サービスであること	65	65																																																																												
新品であること(中古品でない)	60	60																																																																												
アフターサービスや補償の充実	65	40																																																																												
有名ブランド・メーカーであること	35	35																																																																												
流行や話題性	25	40																																																																												
環境問題・社会課題の解決への貢献	35	25																																																																												
周りの人と違う／個人的であること	20	20																																																																												
235	⑥	<p>⑥ ジャドママーク</p> <p>Japan Direct Marketing Association</p>	<p>⑥ ジャドママーク</p> <p>公益社団法人日本通信販売協会</p>																																																																											
238	TRY	<p>(国民生活センター「2021年版 暮らしの豆知識」より作成)</p>	<p>(国民生活センター「2022年版 暮らしの豆知識」より作成)</p>																																																																											

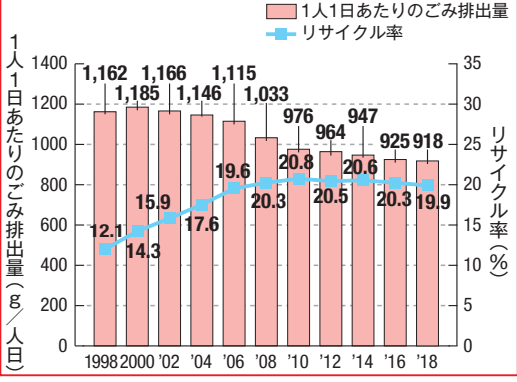
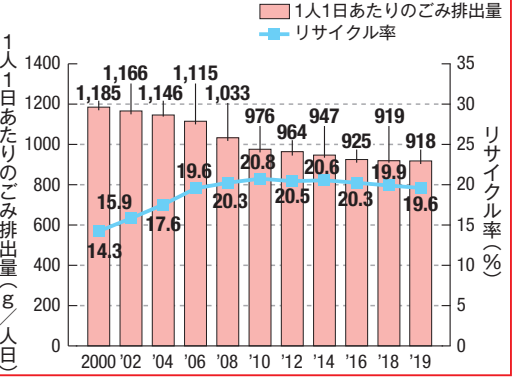
訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文																																																																																				
239	<p>④ 契約当事者の年齢別に見た商品・役務等の相談件数(上位5項目)</p> <table border="1" data-bbox="235 271 750 518"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>20歳未満</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1位</td><td>健康食品</td><td>4,595</td></tr> <tr><td>2位</td><td>化粧品</td><td>4,251</td></tr> <tr><td>3位</td><td>オンラインゲーム</td><td>2,859</td></tr> <tr><td>4位</td><td>デジタルコンテンツその他</td><td>1,594</td></tr> <tr><td>5位</td><td>アダルト情報サイト</td><td>1,123</td></tr> <tr><td colspan="2">相談総数</td><td>24,275</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="235 534 750 774"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>70歳以上</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1位</td><td>商品一般</td><td>52,475</td></tr> <tr><td>2位</td><td>インターネット接続回線</td><td>10,562</td></tr> <tr><td>3位</td><td>健康食品</td><td>9,225</td></tr> <tr><td>4位</td><td>デジタルコンテンツその他</td><td>8,787</td></tr> <tr><td>5位</td><td>移動通信サービス</td><td>5,497</td></tr> <tr><td colspan="2">相談総数</td><td>229,302</td></tr> </tbody> </table> <p>(国民生活センター「消費生活年報2020」)</p>	順位	20歳未満	件数	1位	健康食品	4,595	2位	化粧品	4,251	3位	オンラインゲーム	2,859	4位	デジタルコンテンツその他	1,594	5位	アダルト情報サイト	1,123	相談総数		24,275	順位	70歳以上	件数	1位	商品一般	52,475	2位	インターネット接続回線	10,562	3位	健康食品	9,225	4位	デジタルコンテンツその他	8,787	5位	移動通信サービス	5,497	相談総数		229,302	<p>④ 契約当事者の年齢別に見た商品・役務等の相談件数(上位5項目)</p> <table border="1" data-bbox="1120 271 1624 518"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>20歳未満</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1位</td><td>健康食品</td><td>4,974</td></tr> <tr><td>2位</td><td>オンラインゲーム</td><td>4,297</td></tr> <tr><td>3位</td><td>化粧品</td><td>3,133</td></tr> <tr><td>4位</td><td>デジタルコンテンツその他</td><td>2,233</td></tr> <tr><td>5位</td><td>アダルト情報サイト</td><td>1,149</td></tr> <tr><td colspan="2">相談総数</td><td>26,970</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1120 534 1624 774"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>70歳以上</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1位</td><td>商品一般</td><td>26,560</td></tr> <tr><td>2位</td><td>健康食品</td><td>9,829</td></tr> <tr><td>3位</td><td>デジタルコンテンツその他</td><td>8,296</td></tr> <tr><td>4位</td><td>インターネット接続回線</td><td>7,488</td></tr> <tr><td>5位</td><td>他の役務サービス</td><td>6,888</td></tr> <tr><td colspan="2">相談総数</td><td>207,185</td></tr> </tbody> </table> <p>(国民生活センター「消費生活年報2021」)</p>	順位	20歳未満	件数	1位	健康食品	4,974	2位	オンラインゲーム	4,297	3位	化粧品	3,133	4位	デジタルコンテンツその他	2,233	5位	アダルト情報サイト	1,149	相談総数		26,970	順位	70歳以上	件数	1位	商品一般	26,560	2位	健康食品	9,829	3位	デジタルコンテンツその他	8,296	4位	インターネット接続回線	7,488	5位	他の役務サービス	6,888	相談総数		207,185
順位	20歳未満	件数																																																																																				
1位	健康食品	4,595																																																																																				
2位	化粧品	4,251																																																																																				
3位	オンラインゲーム	2,859																																																																																				
4位	デジタルコンテンツその他	1,594																																																																																				
5位	アダルト情報サイト	1,123																																																																																				
相談総数		24,275																																																																																				
順位	70歳以上	件数																																																																																				
1位	商品一般	52,475																																																																																				
2位	インターネット接続回線	10,562																																																																																				
3位	健康食品	9,225																																																																																				
4位	デジタルコンテンツその他	8,787																																																																																				
5位	移動通信サービス	5,497																																																																																				
相談総数		229,302																																																																																				
順位	20歳未満	件数																																																																																				
1位	健康食品	4,974																																																																																				
2位	オンラインゲーム	4,297																																																																																				
3位	化粧品	3,133																																																																																				
4位	デジタルコンテンツその他	2,233																																																																																				
5位	アダルト情報サイト	1,149																																																																																				
相談総数		26,970																																																																																				
順位	70歳以上	件数																																																																																				
1位	商品一般	26,560																																																																																				
2位	健康食品	9,829																																																																																				
3位	デジタルコンテンツその他	8,296																																																																																				
4位	インターネット接続回線	7,488																																																																																				
5位	他の役務サービス	6,888																																																																																				
相談総数		207,185																																																																																				
243	<p>④ 管理職^{*1}に占める女性の割合</p>  <p>(注) 当該役職者数(男女計)を100としたときの割合 *1 企業規模30人以上 *2 岩手県、宮城県、福島県を除く結果 (厚生労働省「女性雇用管理基本調査」「雇用均等基本調査」)</p>	<p>④ 管理職^{*1}に占める女性の割合</p>  <p>(注) 当該役職者数(男女計)を100としたときの割合 *1 企業規模30人以上 *2 岩手県、宮城県、福島県を除く結果 (厚生労働省「女性雇用管理基本調査」「雇用均等基本調査」)</p>																																																																																				

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
243	⑤	<p>⑤ 賃金の年齢カーブ(男女・雇用形態別, 時給)</p> <p>(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2020年)</p>	<p>⑤ 賃金の年齢カーブ(男女・雇用形態別, 時給)</p> <p>(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2021年)</p>
245	③	<p>*2 パートやアルバイトで労働時間が正社員の3/4未満でも、次の要件を満たした場合には加入する。①従業員が501人以上(労使合意の場合は500人未満も可)。②労働時間が週20時間以上。③賃金が月額88,000円以上。④雇用期間が1年以上(見込み)。⑤学生でない。なお、雇用保険は雇用期間が31日以上(見込み)かつ週20時間以上の労働者が加入する。</p>	<p>*2 パートやアルバイトで労働時間が正社員の3/4未満でも、次の要件を満たした場合には加入する。①従業員が101人以上(労使合意の場合は100人以下も可)。②労働時間が週20時間以上。③賃金が月額88,000円以上。④雇用期間が2か月以上(見込み)。⑤学生でない。なお、雇用保険は雇用期間が31日以上(見込み)かつ週20時間以上の労働者が加入する。</p>
247	26	<p>世帯の約2割, 単身世帯の約4割で増加傾向にあり, 二極化して</p>	<p>世帯の約2割, 単身世帯の約3割で増加傾向にあり, 二極化して</p>
248	②	<p>バブル景気の頃の金利は5~7%であったが, 近年は0.4~1.3%程度(2021年6月)である。</p>	<p>バブル景気の頃の金利は5~7%であったが, 近年は0.3~1.3%程度(2022年5月)である。</p>

訂正箇所		原文
ページ	行	
248	脚注	<p>日本の大学の年間授業料 1975年度には国立36,000円, 私立平均182,677円だったが, 2016年度には国立535,800円(標準額), 私立平均<u>877,735</u>円。高等教育を安価で受けられる機会の減少は, 所得による教育格差や, その後の就職, 収入格差につながっている。</p>

訂正箇所	訂 正 文	
ページ	行	
		<p>日本の大学の年間授業料 1975年度には国立36,000円，私立平均182,677円だったが，2021年度には国立535,800円（標準額），私立平均<u>930,943</u>円。高等教育を安価で受けられる機会の減少は，所得による教育格差や，その後の就職，収入格差につながっている。</p>

訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																																
ページ	行																																																																																																																		
253	TRY	り, 国際自然保護連合は世界の <u>37,480</u> 種 (2021年) を絶滅危惧種と	り, 国際自然保護連合は世界の <u>40,084</u> 種 (2021年) を絶滅危惧種と																																																																																																																
253	TRY	世界の約 <u>1/3</u> (約 <u>22</u> 億人) が安全な飲み水にアクセス	世界の約 <u>1/4</u> (約 <u>20</u> 億人) が安全な飲み水にアクセス																																																																																																																
254	②	<p>② SDG INDEX (SDGs達成度の国別順位)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>国名</th> <th>ランク</th> <th>国名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>スウェーデン</td><td>11</td><td>ベルギー</td></tr> <tr><td>2</td><td>デンマーク</td><td>12</td><td>スロベニア</td></tr> <tr><td>3</td><td>フィンランド</td><td>13</td><td>イギリス</td></tr> <tr><td>4</td><td>フランス</td><td>14</td><td>アイルランド</td></tr> <tr><td>5</td><td>ドイツ</td><td>15</td><td>スイス</td></tr> <tr><td>6</td><td>ノルウェー</td><td>16</td><td>ニュージーランド</td></tr> <tr><td>7</td><td>オーストリア</td><td>17</td><td>日本</td></tr> <tr><td>8</td><td>チェコ</td><td>18</td><td>ベラルーシ</td></tr> <tr><td>9</td><td>オランダ</td><td>19</td><td>クロアチア</td></tr> <tr><td>10</td><td>エストニア</td><td>20</td><td>韓国</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align:center">⋮</td></tr> <tr> <td colspan="2">日本は世界166か国中17位</td> <td>31</td> <td>アメリカ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">で、1~3位は北欧諸国が占める。</td> <td>48</td> <td>中国</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	国名	ランク	国名	1	スウェーデン	11	ベルギー	2	デンマーク	12	スロベニア	3	フィンランド	13	イギリス	4	フランス	14	アイルランド	5	ドイツ	15	スイス	6	ノルウェー	16	ニュージーランド	7	オーストリア	17	日本	8	チェコ	18	ベラルーシ	9	オランダ	19	クロアチア	10	エストニア	20	韓国	⋮				日本は世界166か国中17位		31	アメリカ	で、1~3位は北欧諸国が占める。		48	中国	<p>② SDG INDEX (SDGs達成度の国別順位)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>国名</th> <th>ランク</th> <th>国名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>フィンランド</td><td>11</td><td>オランダ</td></tr> <tr><td>2</td><td>スウェーデン</td><td>12</td><td>チェコ</td></tr> <tr><td>3</td><td>デンマーク</td><td>13</td><td>アイルランド</td></tr> <tr><td>4</td><td>ドイツ</td><td>14</td><td>クロアチア</td></tr> <tr><td>5</td><td>ベルギー</td><td>15</td><td>ポーランド</td></tr> <tr><td>6</td><td>オーストリア</td><td>16</td><td>スイス</td></tr> <tr><td>7</td><td>ノルウェー</td><td>17</td><td>イギリス</td></tr> <tr><td>8</td><td>フランス</td><td>18</td><td>日本</td></tr> <tr><td>9</td><td>スロベニア</td><td>19</td><td>スロバキア</td></tr> <tr><td>10</td><td>エストニア</td><td>20</td><td>スペイン</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align:center">⋮</td></tr> <tr> <td colspan="2">日本は世界165か国中18位</td> <td>32</td> <td>アメリカ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">で、1~3位は北欧諸国が占める。</td> <td>57</td> <td>中国</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	国名	ランク	国名	1	フィンランド	11	オランダ	2	スウェーデン	12	チェコ	3	デンマーク	13	アイルランド	4	ドイツ	14	クロアチア	5	ベルギー	15	ポーランド	6	オーストリア	16	スイス	7	ノルウェー	17	イギリス	8	フランス	18	日本	9	スロベニア	19	スロバキア	10	エストニア	20	スペイン	⋮				日本は世界165か国中18位		32	アメリカ	で、1~3位は北欧諸国が占める。		57	中国
ランク	国名	ランク	国名																																																																																																																
1	スウェーデン	11	ベルギー																																																																																																																
2	デンマーク	12	スロベニア																																																																																																																
3	フィンランド	13	イギリス																																																																																																																
4	フランス	14	アイルランド																																																																																																																
5	ドイツ	15	スイス																																																																																																																
6	ノルウェー	16	ニュージーランド																																																																																																																
7	オーストリア	17	日本																																																																																																																
8	チェコ	18	ベラルーシ																																																																																																																
9	オランダ	19	クロアチア																																																																																																																
10	エストニア	20	韓国																																																																																																																
⋮																																																																																																																			
日本は世界166か国中17位		31	アメリカ																																																																																																																
で、1~3位は北欧諸国が占める。		48	中国																																																																																																																
ランク	国名	ランク	国名																																																																																																																
1	フィンランド	11	オランダ																																																																																																																
2	スウェーデン	12	チェコ																																																																																																																
3	デンマーク	13	アイルランド																																																																																																																
4	ドイツ	14	クロアチア																																																																																																																
5	ベルギー	15	ポーランド																																																																																																																
6	オーストリア	16	スイス																																																																																																																
7	ノルウェー	17	イギリス																																																																																																																
8	フランス	18	日本																																																																																																																
9	スロベニア	19	スロバキア																																																																																																																
10	エストニア	20	スペイン																																																																																																																
⋮																																																																																																																			
日本は世界165か国中18位		32	アメリカ																																																																																																																
で、1~3位は北欧諸国が占める。		57	中国																																																																																																																
254	③	(Bertelsmann Stiftung and Sustainable Development Solutions Network 「SUSTAINABLE DEVELOPMENT REPORT 2020」より作成)	(Bertelsmann Stiftung and Sustainable Development Solutions Network 「SUSTAINABLE DEVELOPMENT REPORT 2021」より作成)																																																																																																																

訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文																																																																								
255 Column	<p>●ごみゼロを目指す徳島県上勝町 <small>とくしま かみかつ</small> 徳島県上勝町は人口約1,600人。2003年に日本で初めて「ゼロ・ウェイスト宣言」を行い、「2020年までに上勝町のごみをゼロにする」という目標のもと、「人の意識・行動を変える」「ものを使う人・使い方を変える」「社会の仕組みを変える」をテーマにして住民と行政が協働し、国内だけでなく世界でも注目を集めている。</p> <p>具体的には、ごみ収集車の廃止、ごみステーションでの45分別、ゼロ・ウェイスト認証制度、リユース品を販売する「くるくるショップ」、リメイク・アップサイクル商品売る「くるくる工房」、活動推進のための調査・研究などを行い、リサイクル率80.7%、1人1日あたりのごみ排出量約495gと、全国的に高い水準である。ごみ排出量は地域差が大きい。例えば東京都八王子市は、人口50万人以上の都市では最もごみ排出量が少ないが、1人1日あたり764.6gで、上勝町の約1.5倍である。</p>	<p>●ごみゼロを目指す徳島県上勝町 <small>とくしま かみかつ</small> 徳島県上勝町は人口約1,500人。2003年に日本で初めて「ゼロ・ウェイスト宣言」を行い、「2020年までに上勝町のごみをゼロにする」という目標のもと、「人の意識・行動を変える」「ものを使う人・使い方を変える」「社会の仕組みを変える」をテーマにして住民と行政が協働し、国内だけでなく世界でも注目を集めている。</p> <p>具体的には、ごみ収集車の廃止、ごみステーションでの45分別、ゼロ・ウェイスト認証制度、リユース品を販売する「くるくるショップ」、リメイク・アップサイクル商品売る「くるくる工房」、活動推進のための調査・研究などを行い、リサイクル率81.0%、1人1日あたりのごみ排出量約539gと、全国的に高い水準である。ごみ排出量は地域差が大きい。例えば京都府京都市は、人口50万人以上の都市では最もごみ排出量が少ないが、1人1日あたり758.9gで、上勝町の約1.4倍である。</p>																																																																								
255	<p>⑥ 全国のごみ総排出量の推移</p>  <table border="1"> <caption>全国のごみ総排出量の推移 (1998-2018)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>1人1日あたりのごみ排出量 (g/人日)</th> <th>リサイクル率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1998</td><td>1,162</td><td>12.1</td></tr> <tr><td>2000</td><td>1,185</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>2002</td><td>1,166</td><td>15.9</td></tr> <tr><td>2004</td><td>1,146</td><td>17.6</td></tr> <tr><td>2006</td><td>1,115</td><td>19.6</td></tr> <tr><td>2008</td><td>1,033</td><td>20.3</td></tr> <tr><td>2010</td><td>976</td><td>20.8</td></tr> <tr><td>2012</td><td>964</td><td>20.5</td></tr> <tr><td>2014</td><td>947</td><td>20.6</td></tr> <tr><td>2016</td><td>925</td><td>20.3</td></tr> <tr><td>2018</td><td>918</td><td>19.9</td></tr> </tbody> </table> <p>(環境省「日本の廃棄物処理」)</p>	年	1人1日あたりのごみ排出量 (g/人日)	リサイクル率 (%)	1998	1,162	12.1	2000	1,185	14.3	2002	1,166	15.9	2004	1,146	17.6	2006	1,115	19.6	2008	1,033	20.3	2010	976	20.8	2012	964	20.5	2014	947	20.6	2016	925	20.3	2018	918	19.9	<p>⑥ 全国のごみ総排出量の推移</p>  <table border="1"> <caption>全国のごみ総排出量の推移 (2000-2019)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>1人1日あたりのごみ排出量 (g/人日)</th> <th>リサイクル率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2000</td><td>1,185</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>2002</td><td>1,166</td><td>15.9</td></tr> <tr><td>2004</td><td>1,146</td><td>17.6</td></tr> <tr><td>2006</td><td>1,115</td><td>19.6</td></tr> <tr><td>2008</td><td>1,033</td><td>20.3</td></tr> <tr><td>2010</td><td>976</td><td>20.8</td></tr> <tr><td>2012</td><td>964</td><td>20.5</td></tr> <tr><td>2014</td><td>947</td><td>20.6</td></tr> <tr><td>2016</td><td>925</td><td>20.3</td></tr> <tr><td>2018</td><td>919</td><td>19.9</td></tr> <tr><td>2019</td><td>918</td><td>19.6</td></tr> </tbody> </table> <p>(環境省「日本の廃棄物処理」)</p>	年	1人1日あたりのごみ排出量 (g/人日)	リサイクル率 (%)	2000	1,185	14.3	2002	1,166	15.9	2004	1,146	17.6	2006	1,115	19.6	2008	1,033	20.3	2010	976	20.8	2012	964	20.5	2014	947	20.6	2016	925	20.3	2018	919	19.9	2019	918	19.6
年	1人1日あたりのごみ排出量 (g/人日)	リサイクル率 (%)																																																																								
1998	1,162	12.1																																																																								
2000	1,185	14.3																																																																								
2002	1,166	15.9																																																																								
2004	1,146	17.6																																																																								
2006	1,115	19.6																																																																								
2008	1,033	20.3																																																																								
2010	976	20.8																																																																								
2012	964	20.5																																																																								
2014	947	20.6																																																																								
2016	925	20.3																																																																								
2018	918	19.9																																																																								
年	1人1日あたりのごみ排出量 (g/人日)	リサイクル率 (%)																																																																								
2000	1,185	14.3																																																																								
2002	1,166	15.9																																																																								
2004	1,146	17.6																																																																								
2006	1,115	19.6																																																																								
2008	1,033	20.3																																																																								
2010	976	20.8																																																																								
2012	964	20.5																																																																								
2014	947	20.6																																																																								
2016	925	20.3																																																																								
2018	919	19.9																																																																								
2019	918	19.6																																																																								

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
256	Column	2012年にブラジルで開催された「持続可能な開発会議」(リオ+10)では、ウルグアイの	2012年にブラジルで開催された「国連持続可能な開発会議」(リオ+20)では、ウルグア
258	1	<p>① 環境ラベルの例</p> <p>1. 国や第三者機関による環境ラベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グリーンマーク ●有機JASマーク ●グリーンプラ・シンボルマーク    <ul style="list-style-type: none"> ●統一省エネルギーラベル ●MSCエコラベル ●FSCラベル    <ul style="list-style-type: none"> ●ASC認証ラベル ●エコリーフ環境ラベル ●GOTS: オーガニックテキスタイル世界基準   	<p>① 環境ラベルの例</p> <p>1. 国や第三者機関による環境ラベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グリーンマーク ●有機JASマーク ●生分解性プラマーク    <ul style="list-style-type: none"> ●統一省エネルギーラベル ●MSC「海のエコラベル」120 ●FSCラベル    <ul style="list-style-type: none"> ●ASC認証ラベル ●エコリーフ環境ラベル ●GOTS: オーガニックテキスタイル世界基準   

訂正箇所	原文	訂正文
ページ	行	

264	①	<p>① 現在の生活に対する満足度</p> <p>調査対象：全国18歳以上の日本国籍者10,000人 (内閣府「国民生活に関する世論調査」2019年度)</p>	<p>① 現在の生活に対する満足度</p> <p>調査対象：全国18歳以上の日本国籍者3,000人 (内閣府「国民生活に関する世論調査」2021年度)</p>
-----	---	---	--

264	③	<p>③ 女性の年齢別出生率*</p> <p>(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」2021年版)</p>	<p>③ 女性の年齢別出生率*</p> <p>(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」2022年版)</p>
-----	---	---	---

訂正箇所		原 文	訂 正 文																																										
ページ	行																																												
21	側注①	① 90歳まで生存する者の割合は、男性 <u>28.4%</u> 、女性 <u>52.5%</u> である（ <u>2020年</u> ）。	① 90歳まで生存する者の割合は、男性 <u>27.5%</u> 、女性 <u>52.0%</u> である（ <u>2021年</u> ）。																																										
39	⑤	⑤ 育児休業制度と介護休業制度 <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 育児休業制度 (▶ p.67) </div> <p>育児・介護休業法に基づき、仕事と家庭生活を両立させながら、男女が協力して、子どもを育てるための制度。育児休業制度がある事業所(5人以上)は<u>79.1%</u> (<u>2019年度</u>)^{削除}、取得率は女性<u>81.6%</u>、男性<u>12.65%</u> (<u>2020年度</u>)である。</p>	⑤ 育児休業制度と介護休業制度 <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 育児休業制度 (▶ p.67) </div> <p>育児・介護休業法に基づき、仕事と家庭生活を両立させながら、男女が協力して、子どもを育てるための制度。育児休業制度がある事業所(5人以上)は<u>79.6%</u>、取得率は女性<u>85.1%</u>、男性<u>13.97%</u> (<u>2021年度</u>)である。</p>																																										
67	⑤	⑤ 育児休業取得者の割合 (%)  <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年(度)</th> <th>男 (%)</th> <th>女 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1999</td><td>0.42</td><td>56.4</td></tr> <tr><td>2002</td><td>0.33</td><td>64.0</td></tr> <tr><td>'05</td><td>0.50</td><td>72.3</td></tr> <tr><td>'10</td><td>1.38</td><td>83.7</td></tr> <tr><td>'15</td><td>2.65</td><td>81.5</td></tr> <tr><td>'20 (年度)</td><td>12.65</td><td>81.6</td></tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「女性雇用管理基本調査」「雇用均等基本調査」)</p>	年(度)	男 (%)	女 (%)	1999	0.42	56.4	2002	0.33	64.0	'05	0.50	72.3	'10	1.38	83.7	'15	2.65	81.5	'20 (年度)	12.65	81.6	⑤ 育児休業取得者の割合 (%)  <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年(度)</th> <th>男 (%)</th> <th>女 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1999</td><td>0.42</td><td>56.4</td></tr> <tr><td>2002</td><td>0.33</td><td>64.0</td></tr> <tr><td>'05</td><td>0.50</td><td>72.3</td></tr> <tr><td>'10</td><td>1.38</td><td>83.7</td></tr> <tr><td>'15</td><td>2.65</td><td>81.5</td></tr> <tr><td>'21 (年度)</td><td>13.97</td><td>85.1</td></tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「女性雇用管理基本調査」「雇用均等基本調査」)</p>	年(度)	男 (%)	女 (%)	1999	0.42	56.4	2002	0.33	64.0	'05	0.50	72.3	'10	1.38	83.7	'15	2.65	81.5	'21 (年度)	13.97	85.1
年(度)	男 (%)	女 (%)																																											
1999	0.42	56.4																																											
2002	0.33	64.0																																											
'05	0.50	72.3																																											
'10	1.38	83.7																																											
'15	2.65	81.5																																											
'20 (年度)	12.65	81.6																																											
年(度)	男 (%)	女 (%)																																											
1999	0.42	56.4																																											
2002	0.33	64.0																																											
'05	0.50	72.3																																											
'10	1.38	83.7																																											
'15	2.65	81.5																																											
'21 (年度)	13.97	85.1																																											

訂正箇所	原 文	
ページ	行	
76	脚注	<p>女性の2人に1人、男性の4人に1人が90歳まで生きる 日本の65歳まで生存する者の割合は男性<u>89.7%</u>、女性94.6%、90歳までの割合は男性<u>28.4%</u>、女性<u>52.5%</u>である（厚生労働省「令和2（2020）年簡易生命表」）。</p>

訂正箇所		訂 正 文
ページ	行	
		<p>女性の2人に1人、男性の4人に1人が90歳まで生きる 日本の65歳まで生存する者の割合は男性89.8%、女性94.6%、90歳までの割合は男性27.5%、女性52.0%である（厚生労働省「令和3（2021）年簡易生命表」）。</p>

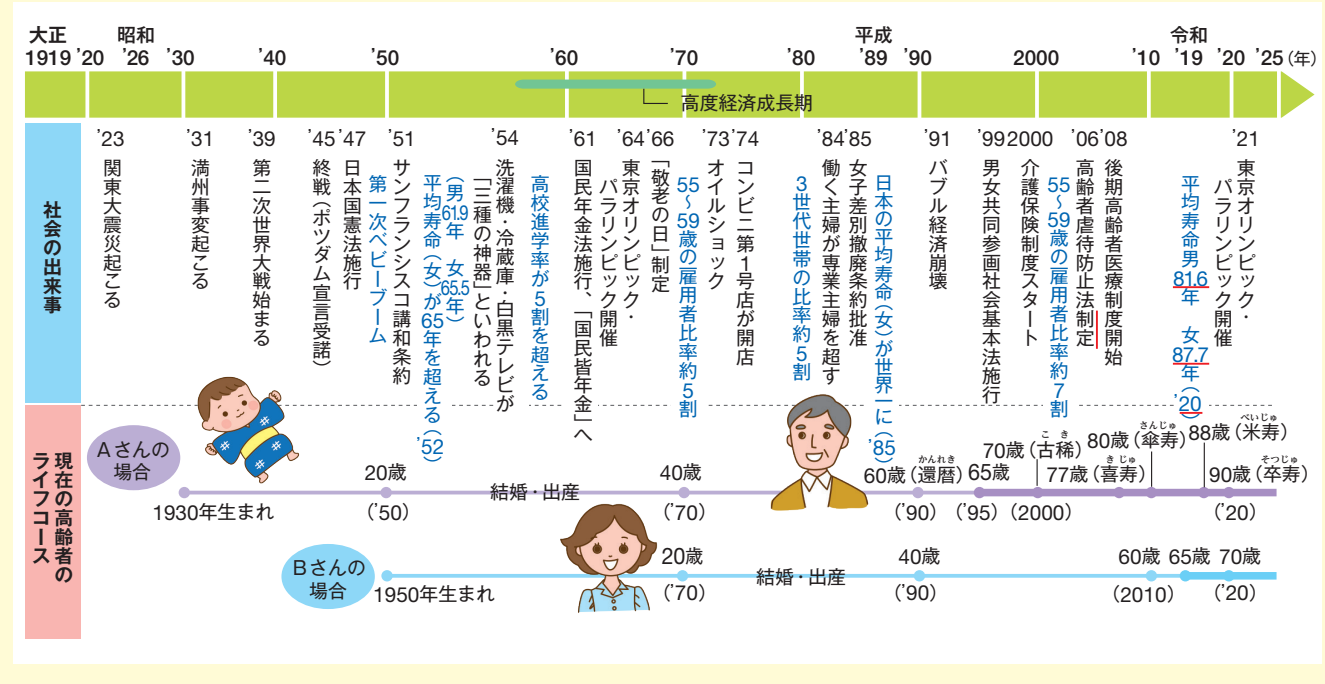
訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																															
ページ	行																																																																	
77	③	<p>③ 平均寿命の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1935～1936</td> <td>46.9年</td> <td>49.6年</td> </tr> <tr> <td>1947</td> <td>50.1</td> <td>54.0</td> </tr> <tr> <td>1960</td> <td>65.3</td> <td>70.2</td> </tr> <tr> <td>1970</td> <td>69.3</td> <td>74.7</td> </tr> <tr> <td>1980</td> <td>73.4</td> <td>78.8</td> </tr> <tr> <td>1990</td> <td>75.9</td> <td>81.9</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>77.7</td> <td>84.6</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>79.6</td> <td>86.3</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>81.6</td> <td>87.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「簡易生命表」「完全生命表」)</p>	年次	男	女	1935～1936	46.9年	49.6年	1947	50.1	54.0	1960	65.3	70.2	1970	69.3	74.7	1980	73.4	78.8	1990	75.9	81.9	2000	77.7	84.6	2010	79.6	86.3	2020	81.6	87.7	<p>③ 平均寿命の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1935～1936</td> <td>46.9年</td> <td>49.6年</td> </tr> <tr> <td>1947</td> <td>50.1</td> <td>54.0</td> </tr> <tr> <td>1960</td> <td>65.3</td> <td>70.2</td> </tr> <tr> <td>1970</td> <td>69.3</td> <td>74.7</td> </tr> <tr> <td>1980</td> <td>73.4</td> <td>78.8</td> </tr> <tr> <td>1990</td> <td>75.9</td> <td>81.9</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>77.7</td> <td>84.6</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>79.6</td> <td>86.3</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>81.6</td> <td>87.7</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>81.5</td> <td>87.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「簡易生命表」「完全生命表」)</p>	年次	男	女	1935～1936	46.9年	49.6年	1947	50.1	54.0	1960	65.3	70.2	1970	69.3	74.7	1980	73.4	78.8	1990	75.9	81.9	2000	77.7	84.6	2010	79.6	86.3	2020	81.6	87.7	2021	81.5	87.6
年次	男	女																																																																
1935～1936	46.9年	49.6年																																																																
1947	50.1	54.0																																																																
1960	65.3	70.2																																																																
1970	69.3	74.7																																																																
1980	73.4	78.8																																																																
1990	75.9	81.9																																																																
2000	77.7	84.6																																																																
2010	79.6	86.3																																																																
2020	81.6	87.7																																																																
年次	男	女																																																																
1935～1936	46.9年	49.6年																																																																
1947	50.1	54.0																																																																
1960	65.3	70.2																																																																
1970	69.3	74.7																																																																
1980	73.4	78.8																																																																
1990	75.9	81.9																																																																
2000	77.7	84.6																																																																
2010	79.6	86.3																																																																
2020	81.6	87.7																																																																
2021	81.5	87.6																																																																

79 TRY

TRY

身近な高齢者のライフコースと社会の出来事に関連を調べよう

どのような社会の変化を経験し、ライフスタイルやその後の人生にどのような影響があっただろうか。



TRY

身近な高齢者のライフコースと社会の出来事に関連を調べよう

どのような社会の変化を経験し、ライフスタイルやその後の人生にどのような影響があっただろうか。

